

ジョン・ポール・スティーブンスの肖像

— 合衆国憲法の進歩的解釈の実践 —

奈 須 祐 治

I はじめに—スティーブンス研究の意義

本稿は、ジョン・ポール・スティーブンス (John Paul Stevens) の法理論を検討する予備作業として、そのバイオグラフィを描出するものである。スティーブンスは1975年12月19日から2010年6月29日まで、34年を超える長期にわたって連邦最高裁の陪席判事を務めた。なぜこのアメリカの一判事を日本で紹介する必要があるのか。これにはいくつかの狙いがある。

まず、日本の憲法学におけるアメリカ法研究はかなり蓄積しているものの、個々の裁判官のバイオグラフィにまで立ち入って、その司法哲学を研究する業績はいまだ少ない。アメリカ連邦最高裁判決の法廷意見は、通常1人の判事によって執筆され¹、その判事の司法哲学や方法論が解釈論に強く反映することが多い。そして、個々の裁判官の司法哲学や方法論を知るために、そのバイオグラフィを調べる必要がしばしば生じる。アメリカで個々の裁判官の分析が以前から盛んに行われているのはそのためである。アメリカ法研究が相当に深化したわが国においても、そのような研究を進める必要がある²。

それではなぜスティーブンスなのか。アメリカ連邦最高裁の判事には優れた業績を残した者が多く、どちらかと言えばスティーブンスは日本では有名ではない。しかし、その方法論、及び実体的な憲法解釈論は魅力的で、

1 長官が多数意見の中に含まれている場合には長官が執筆者を決定し、そうでない場合には着任が最も早い判事が決定を行う。See Robert J. Janosik, *Seniority*, in Oxford Companion 2005, at 903.

日本において詳しく紹介する価値が高い。

方法論について言えば、スティーブズは硬直的で柔軟性を欠く審査基準・テストを用いる最高裁多数派と真っ向から対立し、柔軟な方法論を用いてきた³。この方法論はドイツやカナダ等で用いられる比例原則に近いもので、日本の最高裁の審査手法とも類似している。この点でスティーブズは「異端」であるが、スティーブズの方法論を触媒にしてアメリカの判例を再読することにより、アメリカの法理を日本に应用することがより容易になる。また、最近アメリカにおいて、スティーブズの方法論を支持する立場から、そもそも最高裁多数派が硬直的な審査基準・テストを額面通りに用いていないのではないかという指摘もなされている (*e.g.*, Fleming 2006, at 2311; Araiza 2011, at 939-42)。それが事実であれば、スティーブズは常に異端であったわけではなかったことになる。むしろスティーブズの意見の検討により、アメリカの判例を正しく読み直すことができるのである。

スティーブズの実体的解釈論も非常に興味深い。後に触れるように、スティーブズは、貧しい人々や人種的・民族的マイノリティ等の社会的弱者を包摂する、公正で開かれた民主政の構築に尽力してきた。また、スティーブズは憲法第5及び第14修正に規定された「自由 (liberty)」を根

2 アメリカの裁判官のバイオグラフィとして、8人の連邦最高裁裁判官を紹介する70年代の桜田の著書(桜田1973)がある。憲法学の領域ではオリバー・ウェンデル・ホームズ(Oliver Wendell Holmes, Jr)の司法哲学を詳細に分析した金井光生の著書(金井2006)や、ロバート・ジャクソン(Robert H. Jackson)の思想をバーネット判決(West Va. State Bd. of Educ. v. Barnett, 319 U.S. 624 (1943))を手がかりに解明した蟻川恒正の著書(蟻川1994)、ウィリアム・ブレナン(William J. Brennan, Jr.)の萎縮効果論とその背景を一次資料から分析した毛利透の著書(毛利2008, 4-5章)、アントニン・スカリア(Antonin Scalia)とスティーブン・ブライヤー(Stephen G. Breyer)の法解釈観を紹介する大林啓吾と横大道聡の共著論文(大林=横大道2008)等がある。また、連邦最高裁の内幕を描いた著作(Woodward&Armstrong 1979; Toobin 2007)の邦訳も公刊されている。

3 アメリカの研究者は、柔軟性を欠いた硬直的な審査基準・テストを「ルール (rule)」と称し、反対に事例ごとの例外を積極的に許容する柔軟なものを「スタンダード (standard)」と呼んで区分してきた (*e.g.*, Sullivan 1992, at 57-69)。この区分で言えば、スティーブズは典型的に「スタンダード」志向の裁判官である。なお、ルール/スタンダードについては、論者によって異なった語句が用いられている点に注意を要する (*id.*, fn.231)。

拠に、自己決定権を広く保障する立場に立ち、早くから同性間の性行為の自由を規制することが違憲であるとする判断を示していた。さらには「自由」の背景的価値に「尊厳 (dignity)」を読み込み、受刑者等の弱者の権利を強く保障する意見を数多く執筆してきた。また、スティーブンスは徹底して手続的公正にこだわり、権力に対する拘束を重視してきたことでも知られている。

激しい格差が存在し、いまだ黒人を初めとするマイノリティの地位向上が満足に進まない現在のアメリカ社会を見れば、このような弱者の権利を強く保障しようとするスティーブンスの憲法解釈は、合衆国憲法を進歩的に解釈する試みとして注目される⁴。実際に、スティーブンスは制定者意思を重視する原意主義 (originalism) を強く批判し、憲法を社会の変化に合わせて柔軟に解釈する姿勢をはっきりと示している (Amann 2012, at 751)。こうしたスティーブンスの解釈論を検証することにより、近時ますます保守化が進んでいると言われる連邦最高裁の判例法理の問題点を浮き彫りにすることができるだろう。

スティーブンスの法理における、方法論と実体的解釈論の連関にも注意が必要である (Eisgruber 1992, at 33)。たとえば連邦最高裁において、日本国憲法解釈としても受容されている表現内容規制／内容中立的規制二分論が法人による選挙運動資金の支出を広く認めるために用いられ、マイノリティの地位を向上するために打ち出されたアフーマティブ・アクションに、人種的マイノリティを差別する法令に用いられる厳格審査が適用されたりすることがあった。これに対し、硬直的な法理を用いることが進歩を妨げうることをスティーブンスは鋭敏に認識してきたように思われる。これまで日本のアメリカ憲法研究の多くは、連邦最高裁多数派のとり硬直的方法論を支持していたように見受けられる。スティーブンスの意見の検証により、こうした方法論をわが国に導入することが大きな問題を生

4 エリン・ミラー (Erin Miller) は、SCOTUSblog のスティーブンス特集を総括する記事において、スティーブンスが「弱者の擁護者 (champion of the powerless)」であったところに最大の特徴を見出している (Miller 2010)。

じかねないことを明らかにできるのではないだろうか。

以上のような認識の下、筆者はスティーブンズの経歴、司法哲学、方法論及び実体的な憲法解釈論について詳細に研究を進めることとした。本稿ではまずスティーブンズの経歴を検討することとし、別稿において順次、その方法論、そして実体的解釈論の検討へと移る。スティーブンズは、ロー・スクールに入学するまでは波乱に満ちた人生を送っている。そして、それ以降はまさに典型的なエリートのキャリアを辿った。スティーブンズのバイオグラフィを調べてみると、人生の各段階において法解釈の手法や憲法観に影響を与える事件や出会いがあったことが分かる。スティーブンズのバイオグラフィはアメリカにおいて詳細に分析されてきたが、本稿ではそのような先行業績に依拠しつつ、特に重要な事項に絞って叙述していきたい。

スティーブンズの経歴の詳しい紹介に入る前に、その人物像を簡単に紹介しておこう。スティーブンズは1920年4月に生まれ、シカゴ大学キャンパス至近のハイド・パークで幼少期を過ごした。民族的にはイギリス系で宗教的にはプロテスタントという典型的なワスプ (WASP) で、政治的にはリパブリカンだった (Barnhart & Schlickman 2010, at 140) ⁵。1942年6月にエリザベス・シーレン (Elizabeth Sheeren) と最初の結婚をしたが (*id.*, at 43-44) , 1979年に離婚し、同年12月にスティーブンズ夫妻がシカゴに住んでいた頃の隣人で、ブリッジをともに楽しむ夫妻の友人でもあったマリアン・マルホランド・サイモン (Maryan Mulholland Simon) と再婚した (*id.*, at 140, 220) ⁶。前妻との間に生まれた2人の娘、エリザベス (Elizabeth Jane

5 See also John Paul Stevens, Oyez, Jan. 18, 2016 (https://www.oyez.org/justices/john_paul_stevens). スティーブンズ家は少なくとも祖父の代からリパブリカンだったとされる (Barnhart & Schlickman 2010, at 23-24)。

6 昨年マリアン死去の訃報が報じられた。See Maryan Stevens, Dietitian and Wife of Supreme Court Justice, Dies at 84, Washington Post, Aug. 7, 2015 (https://www.washingtonpost.com/local/obituaries/maryan-stevens-dietitian-and-wife-of-supreme-court-justice-dies-at-84/2015/08/07/972ed0f0-3d36-11e5-b3ac-8a79bc44e5e2_story.html).

Stevens) , スーザン (Susan Roberta Stevens) と、2人の養子、ジョン (John Joseph Stevens) , キャスリン (Kathryn Stevens) がいたが、1996年にジョンが脳腫瘍で他界した (*id.*, at 15, 89, 138) ⁷。

テニス、ゴルフ等をプレーするスポーツ・マンで、最高裁判事になった後、80代になってもテニスを続けていたという⁸。ブリッジは全国トーナメントに進んだほどの腕前である (Barnhart & Schlickman 2010, at 139) 。弁護士時代から飛行機の運転を行っていて (Stevens 2011, at 119) , 1968年には自分が運転する飛行機が乱気流を受ける事故に遭って生命の危機に瀕したこともある (Barnhart & Schlickman 2010, at 139) 。地元シカゴを本拠とするカブス (Chicago Cubs) のファンで⁹、少年時代にはペーブ・ルースの「予告ホームラン」で有名な、1932年のワールド・シリーズの対ヤンキース戦を観戦している。2005年の秋にはカブスの本拠地であるリグレー・フィールド (Wrigley Field) で始球式の投手を務めている (Watts 2012, at 847-48) 。

最高裁判事在任中からフロリダ州フォート・ローダーデールで暮らしてきた (Barnhart & Schlickman 2010, at 222) 。蝶ネクタイをいつも身につけており、礼儀正しく物腰も上品で、意見が対立する判事とも良好な関係を保ち、判決意見でも辛辣な中傷はほとんど見られない。また、穏やかで親しみやすい性格で知られ、元ロー・クラークからは地元商店やガソリン・スタンドの店主のような雰囲気だと評される (Eisgruber 1992, at 29) 。一方で、ロー・クラーク達が舌を巻くほど頭脳明晰で、事件の核心を素早く見抜く能力を持つとされる (*id.*, at 29-30; Barnhart & Schlickman 2010, at 3-4) 。また、仕事の処理能力も早く、他の判事を圧倒するほど多数の個別意見を執筆しているにもかかわらず、意見の最初の草稿はクラークに任せ

7 このほかマリアンが前夫との間で設けた子どもがいるようである。See *id.*

8 Michael J. Gottlieb, *A Tribute to Justice Stevens*, in *Dedication* 2011, at 825.

9 スティーブンスが生まれ育ったシカゴ南部ではむしろホワイトソックス (Chicago White Sox) の人気が高いが、スティーブンスは少年時代にカブスが強かったためファンになったと語っている。See *Diehard Cubs Fan*, *Northwestern*, Spring 2009 (http://www.northwestern.edu/magazine/spring2009/cover/stevens_sidebar/cubs.html).

ず自分で執筆してきた (Ray 2008, at 241)。

クラークからの信頼が厚く、近時元クラーク達による活発なスティーブズ分析がなされている。スティーブズのクラークを務めた憲法学者としては、カリフォルニア大学バークレー校ロー・スクール教授であるダニエル・ファーバー (Daniel A. Farber)、プリンストン大学学長のクリストファー・アイズグルーバー (Christopher L. Eisgruber)、コロンビア大学ロー・スクールの気鋭、ジャマル・グリーン (Jamal Greene) 等がいる。

スティーブズ研究の状況についても紹介しておこう。アメリカにはスティーブズの判決意見やバイオグラフィを研究する業績が相当程度蓄積している。バイオグラフィとしては本人も執筆作業に一定の協力をしたビル・バーンハート (Bill Barnhart) とジーン・シュリックマン (Gene Schlickman) の著書 (Barnhart & Schlickman 2010) がある¹⁰。また、5人の連邦最高裁長官の伝記という形をとるが、実質的にはスティーブズ自身の回顧録と言える著書 (Stevens 2011) がある (以下、単に「回顧録」と言う場合この著書を指す)。このほか、本稿で紹介するグリーンバーグ委員会でのスティーブズの活躍を描いたケネス・マナスター (Kenneth A. Manaster) の著書がある (Manaster 2001)。

スティーブズの初期の判決意見の研究としては、ロバート・シッケルズ (Robert J. Sickels) の著書 (Sickels 1988)、ウィリアム・ポップキン (William D. Popkin) の論文 (Popkin 1989)、ブランチ・ボール (Branch Y. Ball) とトマス・アールマン (Thomas M. Uhlman) の共著論文 (Ball & Uhlman 1978) がある。さらに、控訴裁判所時代の判決に焦点を当てた研究も公表されている (Special Project 1976; Lindquist 2012)。

スティーブズの法理の詳細な研究としては、ロー・レビューにおける特集が最も重要である。フォーダム大学 (2006年74巻4号)、カリフォルニ

10 そのほか、Amann 2006, at 1580-95; 2010, at 891-901; Rosen 2007; Toobin 2010; Richard Y. Funston (revised by Thomas E. Baker), *Stevens, John Paul*, in *Oxford Companion* 2005 等参照。

ア大学データベース校（2010年43巻3号），ノースウェスタン大学（2012年106巻2号），ラトガーズ大学（1996年27巻3号），ジョージタウン大学（2011年99巻5号），ニューヨーク大学（Annual Survey of American Lawの1992／1993年号），ロヨラ・メリーマウント大学（2011年44巻3号）の各ロー・レビューにおける特集がある。

また，SCOTUSblogの30日間にわたる連載記事¹¹があるほか，ワード・ファーンズワース（Ward Farnsworth）の論文（Farnsworth 2003）や，連邦議会調査サービスの6本の報告書によるスティーブンスの法理の研究（Henning 2010a; 2010b; Thomas 2010; Yeh 2010; Garvey 2010; Manuel 2010）がある。

そのほか，昨年末にクリストファー・スミス（Christopher E. Smith）による，刑事司法領域でのスティーブンスの法理を研究する著書が出版された（Smith 2015）¹²。

本稿でも紹介するが，最近6つの憲法改正案を提示するスティーブンスの2冊めの著書（Stevens 2014）が公表され，話題を呼んでいる（書評として，Sunstein 2014がある）。

II バイオグラフィ

1. 幼少期—ジャズ・エイジにおける栄枯

スティーブンスの幼少期は，まさに波乱に満ちたものであった。ジョン・スティーブンス¹³は，1920年4月20日にシカゴにおいて，4人兄弟の末

11 See <http://www.scotusblog.com/category/special-features/30-days-of-john-paul-stevens/>.

12 この著書は本稿執筆の最終段階になって入手したため，本稿には反映できていない。他日改めて検討したい。

13 スティーブンスはロー・スクール在学の頃から，氏名にポール（Paul）というミドル・ネームを入れるようになった。当時ノースウェスタン大学ロー・スクールの不動産法の教授だったホーマー・フランクリン・ゲリー（Homer Franklin Gary）が，学生に向けて，法律家たるものは，自己の職業的アイデンティティを示す，何か際だった特徴を考案すべきであると助言したことを受けて，英語圏では非常にありふれたジョン・スミス（John Smith）のように聞こえるジョン・スティーブンス（John Stevens）はやめて，ジョン・ポール・スティーブンス（John Paul Stevens）と名乗ることにしたという（Barnhart & Schlickman 2010, at 55）。

子として生まれた。スティーブズ家は当時のアメリカで指折りの富豪だった。スティーブズ家の実業界での成功は、スティーブズの祖父のジェームズ (James W. Stevens) ¹⁴に遡る。1853年5月25日にイリノイ州コルチェスターで生まれたジェームズは、スティーブズの曾祖父にあたるソクラテス (Socrates Stevens) が行っていた事業を地元において拡大していたが、後に他の3人の兄弟とともに、弟のチャールズ (Charles A. Stevens) ¹⁵が始めたシルク生地とオーダーメイドのシルクのドレスの小売店事業に参加し、チャールズ・A・スティーブズ・アンド・ブラザーズ (Charles A. Stevens & Bros.) を設立する (Barnhart & Schlickman 2010, at 24-25) 。

その後、ジェームズはスティーブズの大叔父にあたるエドワード (Edward Stevens) とともに、イリノイ生命保険 (Illinois Life Insurance Company) の経営に乗り出して大きな成功を収めた。そして1909年には、シカゴのダウントウン中心部であるループ (Loop) に当時シカゴ最大であったホテル、ラ・サール (La Salle) を建設する (Barnhart & Schlickman 2010, at 25-26) ¹⁶。

このホテルの経営母体となったホテル・ラサール社 (Hotel La Salle Co.) の取締役会には、ジェームズ、チャールズとともに、スティーブズの父、アーネスト (Ernest J. Stevens) が名を連ねた¹⁷。そして、1922年にジェームズとアーネストはシカゴのダウントウンのミシガン・アベニューに用地を購入し、1927年5月に当時世界最大¹⁸のホテル、ザ・スティーブズ (The Stevens) の営業を開始する¹⁹。このホテルは、28階建てで3,000の客

14 ジェームズの簡単な紹介として、*Jas. W. Stevens, Ex-Insurance Executive, Dead*, Chicago Tribune, May 15, 1936, at 3 参照。

15 チャールズについては、*Chas. A. Stevens, Loop Merchant, Is Dead at 73*, Chicago Tribune, Dec. 25, 1932, at 6 (Part 1) 参照。

16 24階建てで1,172室を擁する大きなホテルで、総工費は350万ドルだったとされる。*See Let Contract for La Salla Hotel*, Chicago Tribune, Mar. 3, 1908, at 11.

17 *See id.*

18 このホテルは1967年にモスクワにホテル・ロシア (Rossiya Hotel) が建設されるまで、世界最大のホテルだった (Levinsohn 1989)。

19 Allegrini 2005 の5章はこのホテルの詳細な紹介であり、多くの写真が掲載されている。また、Lane 2007, Levinsohn 2010 も参照。

室を持ち、5レーンのボーリング場、1,200席を持つ映画館、舞踏場²⁰、何千冊もの蔵書を擁する図書館、アイスクリーム・キャンディ工場、日本茶室、27席の理髪店、病院、さらに屋上には18ホールのミニ・ゴルフ場まで備える豪華さであり、総工費は3,000万ドルに上った (Barnhart & Schlickman 2010, at 26-27; Allegrini 2005, at 90, 98, 100-1) ²¹。

除幕式には合衆国副大統領チャールズ・ドーズ (Charles G. Dawes) とキューバ大統領のゲラルド・マチャド (Gerardo Machado) が訪れた (Allegrini 2005, at 89; Lane 2007)。また、著名な女性飛行士アメリア・イアハート (Amelia Earhart) は、ホテル開業の月に大舞踏場で行われた初の晩餐会に招かれた。スティーブンスはこのときイアハートの講演を間近で聴き、その後、彼女に学校に行く前日に夜更かしをしてはいけないと叱りつけられたことを回想している (Stevens 1998, at 40)。その他、大西洋を横断する単独飛行から戻ったチャールズ・リンドバーク (Charles Lindbergh) が1927年8月12日に大舞踏場での晩餐会に招かれた。リンドバークはこのときホテルの部屋に積み重ねられた多くの贈り物の中から、スティーブンスに生きた鳩をプレゼントしたことが伝えられている (*id.*; Levinsohn 1989) ²²。

このようにスティーブンス家は栄華を極めたが²³、1929年に突如世界を襲った大恐慌によりビジネスは極度の不振に陥った。そして、1932年6月に

20 舞踏場は複数設けられたが、メインの大舞踏場 (Grand Ballroom) は広大な面積であるにもかかわらず柱のない設計で、壮麗な雰囲気醸し出している (Allegrini 2005, at 102-3)。スティーブンスは1998年9月16日に、シカゴ法曹協会 (Chicago Bar Association; CBA) 125周年を記念する夕食会の場で、この大舞踏場の演壇 (当時はシカゴ・ヒルトン・アンド・タワーズ) に立ち、幼少期を振り返っている (Stevens 1998, at 40-42)。

21 当時のニューヨーク・タイムズの記事によると、ザ・スティーブンスの資産評価額は全米で2番目に高かった。See *Famous Buildings Compared with Skyscrapers in Costs*, New York Times, Oct. 13, 1929, at 183.

22 ちなみに1930年8月21日には、アメリカ法曹協会 (American Bar Association; ABA) の大会が開かれ、当時の連邦最高裁長官であったヒューズ (Charles Evans Hughes) が講演を行っている。See *Chief Justice Hughes to Be Heard*, New York Times, Aug. 21, 1930, at 24.

ザ・スティーブズとラ・サールが管財人の手に渡り²⁴、後にイリノイ生命保険の経営も破綻する (Barnhart & Schlickman 2010, at 31)²⁵。ここからスティーブズ家に次々と不運が訪れる。1933年1月に、イリノイ生命保険の資金を経営危機に陥った2つのホテルに貸し付けたことが横領罪等に該当するとして、ジェームズ、アーネスト、及びアーネストの弟でイリノイ生命保険の社長であったレイモンド (Raymond W. Stevens) の3人がクック郡 (Cook County) 大陪審に起訴される²⁶。この件はイリノイ州最高裁まで争われることとなった。最終的にはアーネストの罪のみが審理されたが、同裁判所は無罪の判断を下している²⁷。3月にはジェームズが脳卒中に見舞われ²⁸、同月23日には、レイモンドが自宅において拳銃による自殺を行った²⁹。さらに逮捕の2週間後、銃を持った4人の強盗が自宅に押し入る事件が

23 1927年のアーネストの純資産は388万ドルであり、これは2008年の貨幣価値に換算すると4,600万ドルにも上る (Barnhart & Schlickman 2010, at 26)。スティーブズは1992年のシカゴ・セント・ロー・スクールにおける講演で、父がシカゴのスカイラインの建設に寄与したことを誇りに思うと述べている (Stevens 1992, at 6)

24 *See Receiver Named for Stevens and La Salle Hotels*, Chicago Tribune, Jun. 4, 1932, at 3. その後、ザ・スティーブズは、戦時中の1942年に軍により接収され、空軍の訓練学校として用いられた (Allegrini 2005, at 104-5)。戦後、ヒルトン創業者であるコンラッド・ヒルトン (Conrad Hilton) が750万ドルでこのホテルを買取り、コンラッド・ヒルトン、シカゴ・ヒルトン・アンド・タワーズ (Chicago Hilton and Towers) と名前を変えて、現在はヒルトン・シカゴ (Hilton Chicago) として営業を続けている。ヒルトンは、直近のオーナーからザ・スティーブズを購入するのに苦勞を強いられたと述べている (Hilton 1957, at 207-11)。Allegrini 2005の6章はコンラッド・ヒルトンが買い取って以降のホテルの紹介である。また、コンラッド・ヒルトンとなってからの来歴については Levinsohn 1989 が詳しい。コンラッド・ヒルトンになってからも、数々の豪華なゲストが訪れており、その中にはダグラス・マッカーサー (Douglas MacArthur)、エリザベス2世 (Queen Elizabeth II)、ジョン・F・ケネディ (John F. Kennedy)、昭和天皇が含まれる。また、共和党と民主党の全国大会の会場としても使われてきた (Allegrini 2005, at 115-17, 121; Levinsohn 1989)。

25 1932年1月には、チャールズ・A・スティーブズ・アンド・ブラザーズも経営破綻し、管財人の手に渡った。See *C.A. Stevens & Bros. Go Into Receivership*, New York Times, Jan. 30, 1932, at 29. ちなみに、イリノイ生命保険の建物には、後に第7巡回区連邦控訴裁判所が入ることになり、スティーブズがその判事になる6年前までそこが本拠とされていた (Barnhart & Schlickman 2010, at 34)。

26 アーネストは1万ドルの保釈金を支払って保釈されている。See *Hold E. J. Stevens for Fraud*, Chicago Tribune, Jan. 28, 1933, at 1.

発生する。このとき自宅にいたスティーブンスは、両親と兄（三男）のウィリアム（William K. Stevens）等とともに拘束される。家族は全員無事だったが、犯人は1,300ドルを奪って逃走した（Barnhart & Schlickman 2010, at 32）³⁰。

このような波乱に見舞われた幼少期であったが、スティーブンスは早くからその才能を発揮する。スティーブンスは、プラグマティズムを代表する思想家、ジョン・デューイ（John Dewey）が地元ハイド・パークに設立した有名な実験学校（Laboratory Schools）に通った³¹。これは、児童、生徒が主体的に実験を繰り返すことで学ぶ、非常に実践的な学習を主体とする学校で、小さな村を作ってそれを運営したり、自分が思いついた概念について演劇を書いてそれを演じたりする等の独創的な教育を行うものである³²。この学校でスティーブンスは模範的な生徒となり、非常に優れた成績を修める（Barnhart & Schlickman 2010, at 27-28）。この学校での教育は、スティーブンスのプラグマティックな司法哲学の基盤になっている可能性がある³³。

27 レイモンドが起訴後死亡し、ジェームズは病気が悪化したため、アーネストの罪のみが審理されることとなった。See *People v. Stevens*, 358 Ill. 391, 393-94 (1934)。いくつかの罪により起訴がなされたが、最終的には横領罪該当性のみが判断された。裁判所は、投資の判断がまずいものであった可能性はあるが、被告人の詐欺的な動機が合理的疑いを超えて証明されていないと判断した。See *id.*, at 405-7.

28 ジェームズはその後回復することはなく 1936年5月14日に死亡した。See *supra* note 14.

29 See *R. W. Stevens Dies From a Pistol Shot*, *New York Times*, Mar. 24, 1933, at 32.

30 See *E. J. Stevens Family Robbed in Chicago*, *New York Times*, Feb. 15, 1933, at 7.

31 4人の兄弟全員がこの学校に通った（Barnhart & Schlickman 2010, at 23）。

32 現在も創立時の場所のすぐ近くのシカゴ大学キャンパス内にあり、独創的な思考を養うための実践的教育が行われている。詳しくは実験学校に関するデューイの論稿をまとめたデューイ 1977、及び同校ウェブ・サイト（<http://www.ucls.uchicago.edu/about-lab/index.aspx>）参照。

33 スティーブンスの元クラークのシスケル（Edward Siskel）は、スティーブンスをデューイの知的継承者であると評している（Siskel 2002, at 29）。

3. 大学時代—華やかな大学生生活から海軍へのリクルートまで

1937年にスティーブズはシカゴ大学に進学し、英文学を学ぶ。スティーブズは学業において優れた能力を発揮するとともに（後にPhi Beta Kappaに選出）、テニスのプレイヤーとしても活躍した。また、シカゴ大学の学生紙として現在も発行を続けるデイリー・マルーン（Daily Maroon；現在はシカゴ・マルーン（Chicago Maroon））の編集者も務め、そこにいくつかの記事を執筆した³⁴。このときスティーブズは、教育学者のロバート・ハッチンス（Robert M. Hutchins；当時総長）、哲学者のモーティマー・アドラー（Mortimer J. Adler）³⁵、英文学者・作家で、後に映画化された小説リバー・ランズ・スルー・イット（Maclean 1976）の著者でもあるノーマン・マクリーン（Norman F. Maclean）³⁶等の講義に影響を受けた。同級生には後にイリノイ州選出の上院議員となり、スティーブズの連邦控訴裁判所判事への指名を主導したチャールズ・パーシー（Charles H. Percy）がいた（Barnhart&Schlickman 2010, at 36-42）。

1941年の夏、スティーブズは英語学修士の取得を目指してシカゴ大学大学院に進学したが、この頃、レオン・パーデュー・スミス（Leon Perdue Smith, Jr.）教授に勧められ、シラバスに掲載されていない暗号解読の講義を受講する。古典文献の解読を専門とするスミスは、第1次世界大戦中に海軍で暗号解読を行っていた。シカゴ大学でのこの講義は、事実上キャ

34 その記事の1つに、事実認定を重視し、文脈に照らした個別具体的な判断を行う後のスティーブズの意見執筆スタイルを垣間見せるものもあったとされる（Sickels 1988, at 34）。

35 スティーブズは、1986年のマイアミ大学における講演で、第5及び第14修正の「自由」解釈の手掛かりとして、アドラーの自由論を引用している（Stevens 1986, at 278-81, *citing* Adler 1981）。ハッチンスとアドラーはこの時 Great Books として知られる西洋の古典を読む講義を行っていたことで有名であり、スティーブズもこれを受講していた（Barnhart & Schlickman 2010, at 38）。スティーブズは、フォーダム大学における講演で、ハッチンスとアドラーは当時のシカゴ大学で最も博識で教養のある人物だったと評している（Stevens 2006b, at 1561）。

36 *See John Paul Stevens: By the Book*, New York Times, Apr. 3, 2014, at BR10（スティーブズは、「最も恩恵を受けている教師は、シカゴ大学で詩の講義を担当していたノーマン・マクリーンだ」と語っている）。

ンパス内の最も優秀な人材を軍にリクルートするためのものだったのである。1941年12月、この講義の履修を終えたスティーブンスは海軍からの辞令を受け³⁷、翌年、日本軍による攻撃を受けたばかりの真珠湾に配属される（Barnhart & Schlickman 2010, at 42-43）。

スティーブンスは、真珠湾の太平洋艦隊無線班（暗号名「ハイポ（Hypo）」）³⁸において、日本軍の無線信号の出所と宛先等を分析するトラフィック解析の仕事に従事した³⁹。1943年4月18日、日本海軍の連合艦隊司令長官を務める山本五十六死亡の一報が入る。陸軍航空隊の戦闘機が、山本が乗る飛行機を撃墜したのである。これは、ハイポが掴んだ山本の動きに関する情報を基に、太平洋艦隊司令長官チェスター・ニミッツ（Chester W. Nimitz）により命じられた計画によるものであった。スティーブンスは後年、このような特定の個人を標的にした殺害行為について、複雑な感情を抱いたことを吐露している⁴⁰。1944年2月、スティーブンスはこの時の功績を認められ、ブロンズ・スター（Bronze Star）の勲章を授与された（Barnhart & Schlickman 2010, at 46-51）。

37 辞令を申請し、身体検査に合格したのが真珠湾攻撃前日の12月6日であったことから、スティーブンスは自分の入隊が戦争の引き金になったのだというジョークを述べていた（Manaster 2001, at 38）。

38 スティーブンスが軍務に服していた当時の真珠湾には、海軍から日本に派遣された日本通で、太平洋艦隊司令部情報参謀を務めるレイトン（Edwin T. Layton）中佐がいた。1976年の映画「ミッドウェイ」にも登場する、日本海軍の暗号解読に多大な貢献を果たしたロシュフォート（Joseph J. Rochefort）中佐はかつてハイポを率いていたことで有名であるが、海軍内での政争の末異動を命じられ、スティーブンスが指揮を受けることはなかった（Barnhart & Schlickman 2010, at 46-48）。なお、スティーブンスはこのとき、当時ハワイで同じく海軍に所属しており、後に連邦最高裁で同僚となるパイロン・ホワイト（Byron R. White）と出会っている（Stevens 1994, at 219）。

39 いくつかの文献では、スティーブンスが暗号解読（codebreaking）を行っていたと叙述されているが（*e.g.*, Amann 2006, at 1580-83）、伝記の著者であるバーンハートは、既に日本の暗号は戦争前に解読されており、スティーブンスの任務はトラフィック解析であったので、これは正確ではないと述べている（Barnhart 2010）。

40 スティーブンスはダイアン・アマン（Diane M. Amann）教授によるインタビューの中で、この経験が後に死刑に関する考えに影響を与えたことを示唆している（Amann 2006, at 1583）。

4. 戦後ロー・スクール学生から連邦最高裁ロー・クラークへの道

戦後、スティーブンズは、シカゴ大学ロー・スクールを卒業して弁護士となっていた兄リチャード (Richard J. Stevens) の影響で、英語学の研究には戻らず、ノースウェスタン大学ロー・スクールに進学する⁴¹。スティーブンズは、ノースウェスタンが退役軍人向けに2年間の短縮プログラムを準備していたこと、復員兵援護法 (G.I. Bill) による助成を積極的に受け入れていたこと等の理由で、生まれ育ったハイド・パークにあるシカゴ大学ではなく、あえてノースウェスタンを選択した。ここでスティーブンズは極めて優秀な成績を修め、同学年・同年齢で、スティーブンズと学業面で対等に張り合っていたアーサー・セダー (Arthur R. Seder, Jr.) とともに、同大学が発行するイリノイ・ロー・レビュー (Illinois Law Review) の共同編集長 (co-editors-in-chief) となる^{42,43}。スティーブンズは1947年にノースウェスタン大学を首席で卒業する (Barnhart & Schlickman 2010, at 52-55, 62)⁴⁴。

ノースウェスタン大学においてスティーブンズにとりわけ大きな影響を与えたのは憲法学のネイザンソン (Nathaniel Nathanson) 教授⁴⁵である⁴⁶。ネイザンソンの憲法の講義は、学生との対話の中で多くの質問を投げかける一方、明確な答えをほとんど提示せず、学生自身の思考を鍛えようとす

41 スティーブンズは軍務が長かったこともあり、終戦後間もなく解放され、1945年9月に入学することができた (Cole & Bucklo 2006, at 8)。なお、スティーブンズの父、アーネストもノースウェスタン大学ロー・スクールを卒業している (Barnhart & Schlickman 2010, at 53)。

42 現在の名称はノースウェスタン・ユニバーシティ・ロー・レビュー (Northwestern University Law Review) であるが、1952年まではイリノイ・ロー・レビューと呼ばれた。イリノイ・ロー・レビューは、元々はイリノイ大学、シカゴ大学、及びノースウェスタン大学の3大学の共同で発行していたものであった。後にイリノイ、シカゴの両大学が抜けて、それらが独自のロー・レビューを発刊した後も、ノースウェスタン大学がしばらくこの名称を継続して用いていた (Stevens 2006a, at 25)。

43 スティーブンズは、このとき映画産業へのシャーマン法の適用のあり方を論じる匿名論文を執筆している (Stevens 1947; Barnhart & Schlickman 2010, at 55-58)。

44 スティーブンズは当時史上最高の GPA を獲得したと言われている (Amann 2006, at 1583; Calabresi 2012, at 413)。

るものだった。その難解さから、ネイザンソンの授業は学生の間でNate's Mystery Hourと呼ばれていた。ネイザンソンは、講義の中でしばしば「きらびやかな一般性 (glitterling generalities)」に警戒することを強調し、カテゴリカルな回答を避けることを説いていた (Barnhart & Schlickman 2010, at 58-61)。スティーブンスは後年繰り返しネイザンソンについて取りあげ (Stevens 1985; 2005, at 269-71; 2011, at 5-6, 226), 特に「きらびやかな一般性」への警戒に度々言及している (Stevens 1985, at 447-48; 2005, at 269; 2011, at 226)。ネイザンソンの思想が、事件の個別具体性を綿密に検証し、「スタンダード」を志向するスティーブンスのアプローチに多大な影響を与えたとみて間違いのないだろう。

ノースウェスタン大学において優秀な成績を収めたスティーブンスとセダーは、卒業後に連邦最高裁ロー・クラークのポストを得る⁴⁷。ノースウェスタン大学ロー・スクール教授のウィラード・ペドリック (Willard Pedrick) が、ビンソン (Fred M. Vinson) 長官に通じており⁴⁸, 同じく同校教授であるW・ウィラード・ワーツ (W. Willard Wirtz) がラトリッジ (Wiley B. Rutledge) 判事と旧知であったため⁴⁹, この2つのクラーク枠が得

45 ネイザンソンは、1934-35年開廷期に、進歩的な思想で知られるルイス・ブランダイス (Louis D. Brandeis) 判事のクラークを務めている (Stevens 2011, at 5-6)。また、ネイザンソンはしばしば日本を訪問し、当時の憲法学界をリードしていた鶴飼信成や河原峻一郎等と交流をしており、日本法に関するいくつかの論文も公表している (Nathanson 1956; 1958; 1965; Nathanson & Ukai 1968)。

46 このほか、ノースウェスタンで影響を受けた教授として、スティーブンスはレオン・グリーン (Leon Green), W・ウィラード・ワーツ (W. Willard Wirtz) 等を挙げている (Cole & Bucklo 2006, at 9)。

47 アメリカのロー・クラーク制度については、中林2015の紹介がある。

48 ペドリックは、ビンソンが連邦控訴裁判所判事だったときのクラークであった。ペドリックは、1946-47年開廷期に、ノースウェスタンをトップで卒業し、後にノースウェスタン大学、ハーバード大学、シカゴ大学で教鞭をとり、その後ミシガン大学ロー・スクールの教授 (1966-71年には長に就任) を務めたフランシス・アレン (Francis A. Allen) をビンソン長官のクラークとして送り込んでいた。スティーブンスは回顧録で、アレンを「すぐれた学者 (a brilliant scholar)」と呼んで高く評価し、ビンソン長官がその後継続してノースウェスタンの卒業生をクラークとして雇用する判断に貢献したと述べている (Stevens 2011, at 70)。

られたのである⁵⁰。ラトリッジのクラークは1947-48年開廷期、長官のほう
は1948-49年開廷期の雇用だった。スティーブンズもセダーも軍務のために
年齢を重ねていたため、より時期の早いラトリッジの枠を希望した。この
とき2人はコイン・トスによって決定を下すこととし、その結果スティーブ
ンズが勝利することとなった (Barnhart & Schlickman 2010, at 62; Stevens
2006a, at 26; Stevens 2011, at 58-59; Ray 2008, at 229-30)。後述するよう
にラトリッジがスティーブンズに与えた影響は多大なので、このコイン・ト
スがスティーブンズの司法哲学の形成にとっての大きな分岐点となったと言
える⁵¹。

ラトリッジが最高裁にいた期間はわずかだったため⁵²、これまでほとんど
注目されてこなかったが、ルーズベルト・コートにおいてとりわけ進歩的
でリベラルな立場に立ち、いくつかの注目すべき意見を出していた⁵³。ス

49 ワーツはラトリッジがアイオワ大学ロー・スクールの長だったときに同校に雇用さ
れていた。

50 ビンソンが長官になった1年後の1947年に、従来は1名だったロー・クラーク枠を
2名に増員するための法案が成立し、多くの陪席判事がクラークを増員した (Barnhart
& Schlickman 2010, at 62; Newland 1961, at 304)。ラトリッジ判事も、1947-48年開廷
期に向けて2人目のクラークを探していた (Barnhart & Schlickman *id.*)。

51 なお、連邦最高裁のロー・クラークを経験した連邦最高裁裁判官は、これまで6人
である (以下、括弧内はクラークを務めた開廷期・担当裁判官)。すなわちスティー
ブンズのほか、バイロン・ホワイト [1946-47: Fred M. Vinson], ウィリアム・レーン
キスト (William H. Rehnquist) [1952-53: Robert H. Jackson], スティーブン・ブライヤー
[1964-65: Arthur Goldberg], ジョン・ロバーツ (John G. Roberts, Jr.) [1980-81: William
H. Rehnquist], エリナ・ケーガン (Elena Kagan) [1987-88: Thurgood Marshall] である。

52 在籍期間は1943-49年である。

53 一例として、日本軍の陸軍大将山下奉文が、フィリピンで開かれた軍事法廷におけ
る判決を不服として人身保護令状 (habeas corpus) の発給等を求めた山下事件にお
ける反対意見がある。See *In re Yamashita*, 327 U.S. 1, 41 (1946) (Rutledge, J.,
dissenting)。ラトリッジの反対意見は当該法廷が手続的公正を欠くことを問題にした。
スティーブンズは50年代に書いたラトリッジのプロフィールでこの判決を詳しく紹
介していた (Stevens 1956, at 336-42)。スティーブンズが早い時期からこの意見を高
く評価していたことが窺える。そして、9・11以降にブッシュ政権が設立した軍事
委員会の手続的公正が争われた *Hamdan v. Rumsfeld*, 548 U.S. 557 (2006) において、
スティーブンズ執筆の法廷意見はこのラトリッジの反対意見を援用している (*id.* at
618)。

ティーンズはラトリッジの業績を高く評価しており、意見執筆手法やクラークとの役割分担等の面でも多大な影響を受けている (Cole & Bucklo 2006, at 9; Ray 2008, at 229-34; Ferren 2010) ⁵⁴。

スティーンズは、クラーク時代にいくつかの注目すべき意見をラトリッジに提示した。第1に、アフリカ系アメリカ人の学生が、人種別学を行っていたオクラホマ大学ロー・スクールへの入学を拒否されたことを争った事件⁵⁵がある。最高裁は州に対して、第14修正の平等条項に従って当該学生に教育機会を提供するように命じた。

この命令をなかなか実行しようとしないう州に対して、原告が命令の遵守を求めた別の訴訟⁵⁶で、スティーンズはラトリッジ判事に対して人種別学はそれ自体違憲である点について「確知 (judicial notice) 」を行うように促した (Barnhart & Schlickman 2010, at 71-72; Amann 2006, at 1589-90; 2010, at 887-889)。ラトリッジは原告のための別個の学校を設置する選択肢を認める法廷意見に反対するに留め、スティーンズの意見を全面的に採用することは避けた⁵⁷。人種別学を違憲とした*Brown v. Board of Education*判決⁵⁸が下される6年前に、人種別学はそれ自体違憲であると判断し、「確知」により人種別学の違憲性を宣言することを主張したことは刮目に値する⁵⁹。

第2に、ニューヨークのエリス島で拘束された約120名のドイツ生まれの

54 ラトリッジへの敬意からか、スティーンズはジョン・フェレン (John M. Ferren) によるラトリッジのバイオグラフィ (Ferren 2004) の執筆作業に対して積極的な協力を行ったとされる (Ferren 2010)。また、スティーンズは、トルーマン (Harry S. Truman) 大統領が1949年9月にラトリッジが死去した後、その後任として直ちにシャーマン・ミントン (Sherman Minton) の指名を発表したことに憤りを表明している (Stevens 2011, at 60)。一方で、スティーンズはピンソン長官をあまり高く評価していない。スティーンズは回顧録において、同じ開廷期に働いたロー・クラーク達の長官に対する評価が芳しくなかったとも言っている (Stevens 2011, at 65)。

55 *Sipuel v. Board of Regents*, 332 U.S. 631 (1948).

56 *Fisher v. Hurst*, 333 U.S. 147 (1948).

57 ラトリッジ執筆の反対意見は、オクラホマ大学ロー・スクールが提供するのと同等の教育を提供する機関を一夜にして創設することは不可能であることを主張するもので、人種別学一般に反対するものではなかった。See *id.*, at 152 (Rutledge, J., dissenting).

58 347 U.S. 483 (1954).

合衆国居住者が、戦争終了後、抑留と強制送還命令の違法性を主張し、人身保護令状 (habeas corpus) を求めた *Ahrens v. Clark* 判決⁶⁰が重要である。この事件では、①原告が滞在する地域を管轄する裁判所ではなく、ワシントンDCの裁判所に訴えを起こす権利はあるか、②ワシントンDCにいる、抑留の権限を持つ司法長官に対して訴えを起こす権利があるかが争点となった。

スティーブズは①、②を単一の問題とみなし、端的に②を肯定することにより原告の主張を認めるようラトリッジに促した。法廷意見は原告の主張を斥けたが、ラトリッジはスティーブズのメモに沿って反対意見を執筆した (Barnhart & Schlickman 2010, at 72-78; Thai 2006)。このラトリッジ反対意見が、9.11以降の対テロ戦争に関する重要判例である *Rasul v. Bush* 判決⁶¹のスティーブズ執筆による法廷意見を生むこととなる⁶²。

最後に、*Marino v. Ragen* 判決⁶³が挙げられる。これは、イリノイ州において殺人罪で有罪とされた者が、裁判で弁護士を付されず、しかも事実審で被告人を逮捕した警官を通訳に付される等、裁判が明らかな瑕疵を伴うものであったとして、人身保護令状の発給を求めた再審事件である。この事件では、連邦最高裁に事件が到達した後で州司法長官が裁判手続の瑕疵を認めたため、連邦最高裁も全員一致で簡単に原告の主張を認めた⁶⁴。

しかし、ラトリッジ判事はそれに満足しなかった。ラトリッジは同意意見において、イリノイ州の再審手続が極めて複雑であるため原告が正しい手続を容易に同定できず、結果として多くの者が州レベルでの救済手続の

59 このとき原告側の代理人を務め、後に連邦最高裁判事となるサーグッド・マーシャル (Thurgood Marshall) ですらその点は明白に要求していなかった (Amann 2010, at 888)。

60 335 U.S. 188 (1948).

61 542 U.S. 466 (2004).

62 Thai 2006 が *Ahrens* 判決と *Rasul* 判決の連関を詳細に論じている。この点については別稿で検討する。なお、スティーブズは弁護士時代に執筆したラトリッジのプロフィールにおいて、ラトリッジの仕事を代表するものとして *Ahrens* 判決反対意見を挙げている (Stevens 1956, at 319 以下; また、Stevens 2011, at 68 参照)。

63 332 U.S. 561 (1947).

64 See *id.*, at 561-63.

不尽を理由に救済を阻まれていることを批判したのである⁶⁵。このラトリッジの意見の多くはスティーブンスの草稿を取り入れたものだったとされる (Amann 2006, at 1590) ⁶⁶。この判決の後、州議会は再審手を簡素化するための新法を制定した。このことは、まだ若いスティーブンスの起案した意見が議会を動かしたことを意味する。スティーブンスにとって大きな自信となったのではないだろうか⁶⁷。なお、後述のようにわずか数年後、スティーブンスは今度は弁護士として再びイリノイ州における再審事件に関わることになる。

5. 弁護士時代—反トラスト法の専門家としての活躍、及び多様な社会活動

1年間のクラークの仕事を終えたスティーブンスは学問の道に進むことも考えたが⁶⁸、最終的には弁護士を選択する。スティーブンスはシカゴで急成長中だったポッペンヒューゼン法律事務所 (Poppenhusen, Johnston, Thompson & Raymond ; 現・Jenner & Block) に入り、反トラスト法専門の

65 *Id.*, at 563-70 (Rutledge, J., concurring). 実際に、この事件では原告による有罪判決の無効の申立は、判決から22年経ってようやく州裁判所により受理された (*id.*, at 565)。ラトリッジ判事は、「イリノイ州の手続的迷宮は、すべて目に見えない複数の小道から構成されていて、各々の道は、原告が選択した州道が誤ったものであると連邦裁判所に納得させる手段としてのみ有用である」とする (*id.*, at 567)。また、有罪判決を受けた者が裁判所の審理を受ける機会、「連邦裁判所における審理を勝ち取るまでに、イリノイ州の、人身保護令状、自己誤審令状 (*coram nobis*) 及び誤審令状 (*writ of error*) の回転木馬に乗ることを求められる限り、十分とはいえない」とも述べている (*id.*, at 570)。

66 スティーブンス自身も、この事件のラトリッジの意見執筆を手伝ったことを認めている (Stevens 2011, at 77)。

67 現にスティーブンスは、回顧録で州議会が法改正を行った事実を紹介している (*id.*, at 78)。

68 スティーブンスは2年間ラトリッジ判事の下でクラークの職務を行うことを約束していたが、本来の希望もあり、1年間で仕事を終えることになった (Barnhart & Schlickman 2010, at 76)。ラトリッジはスティーブンスにイェール大学ロー・スクールの教員ポストを薦めたが、スティーブンスは最終的に実務の道を選んだ (Ray 2008, at 235)。スティーブンスはラトリッジ判事への書簡において、その理由として、これまでずっとアカデミック・サークルにいたため実務経験が有益であると考えたこと、実務をやりながら教育を行うことも可能であること等を挙げている (*id.*, at 235-36)。

弁護士になる。1952年にはエドワード・ロスチャイルド (Edward Rothschild) 等とともに独立し、法律事務所 (Rothschild, Stevens, Barry & Meyers) を開業した⁶⁹。スティーブズは弁護士として順調に成果をあげ、1962年には連邦最高裁において口頭弁論を行う経験もしている⁷⁰。また、スティーブズは、1967年に大リーグのオークランド・アスレチックス (Oakland Athletics) のオーナーであったチャールズ・フィンレー (Charles O. Finley) の担当弁護士となり、当時ミズーリ州カンザスシティにあったアスレチックスの本拠地を現在のカリフォルニア州オークランドに移転する仕事もこなしている (Barnhart & Schlickman 2010, at 79-98)⁷¹。

スティーブズはこの間、連邦議会下院に設けられた独占権の研究のための委員会の小委員会 (Subcommittee on the Study of Monopoly Power Committee on the Judiciary, United States House of Representatives) 委員⁷²、反トラスト法研究全国委員会 (Attorney General's National Committee to Study the Antitrust Laws) の委員を務めている⁷³。また、1950-54年までノースウェスタン大学ロー・スクールにおいて、1955-58年までシカゴ大学ロー・スクールにおいて反トラスト法等の講義を担当している (Barnhart

69 スティーブズは回顧録で、この法律事務所の同僚について詳しく紹介している (Stevens 2011, at 86-88)。

70 See *United States v. Borden Co.*, 370 U.S. 460 (1962). ただしこの裁判では企業側に立って弁護を行った結果、敗訴している。このときの回想として、Stevens 2011, at 93-95 参照。

71 スティーブズは、州裁判所が州の反トラスト法を執行し、あるチームが別のチームを提供することなく本拠地であった都市を去ることを禁じる権限について、判例を調査したと回想している (Stevens 1989, at 225)。スティーブズは回顧録において、同僚のビル・マイヤーズ (Bill Myers) とともにフィンレーを弁護したある訴訟事件について紹介している。1967年に連邦最高裁を退任したトム・クラーク (Tom C. Clark) がその事件を担当し、クラークはフィンレーの主張を認める判決を下した (Stevens 2011, at 47)。

72 スティーブズの任期は1951-52年である。この委員会はニューヨーク州選出のエマニュエル・セラー (Emanuel Celler) 議員が議長を務めたことからセラー委員会と呼ばれた。この委員会では当時の大リーグが反トラスト法の適用を免れていたことが問題とされた。スティーブズはこの件に関して、伝説的メジャー・リーガーであるタイ・カップ (Ty Cobb) 等に質問を行っている (Barnhart & Schlickman 2010, at 88-92; Cole & Bucklo 2006, at 10)。

&Schlickman 2010, at 84-85, 88-93) ⁷⁴。

スティーブンスが弁護士時代に行った仕事としてもう1つ注目されるのは、ネイザンソン教授に依頼され無報酬で担当した再審事件⁷⁵である (Barnhart & Schlickman 2010, at 167; Stevens 2011, at 78-80)。この事件は、殺人と強盗の罪で有罪とされ、10年以上にわたって終身刑に服していたある男性が、殺人の罪について自白を強要されたと主張して再審を求めたものである。先に触れたように、この事件はスティーブンスがクラーク時代に関わったイリノイ州の再審手続に関するものである。この男性は、警察官に手を後ろで縛られ、目隠しをされ、ドアから吊され、繰り返し意識を失うまで殴打された結果、自白を強要されたと主張した⁷⁶。スティーブンスは当時の写真等を検証した結果、この主張に信憑性があると考え、裁判で争った。裁判所はスティーブンスの提出した証拠を信用できると判断し、原告側の主張を認めたため⁷⁷、この男性は釈放された。スティーブンスは判事になってから、刑事被告人や受刑者の権利を拡張的に解釈し、逆に政府の権力を厳しく制限する意見を多数執筆している。この事件が後のスティーブンスに与えた影響はかなり大きいと思われる。

60年代の終わり頃、イリノイ州で様々な司法の腐敗が問題になっていた。1969年に、セオドア・アイザックス (Theodore J. Isaacs) 等の罪が問われた刑事事件⁷⁸に絡む汚職事件はとりわけ大きな論争を呼んだ。その事件の被

73 スティーブンスの任期は1953-55年である。このほかスティーブンスはポッペンヒューゼン法律事務所に在籍している間に、ネイザンソン教授の紹介で、消費者運動を精力的に行っていたハリー・ブース (Harry R. Booth) が設立した公益事業委員会の委員を務めている (Barnhart & Schlickman 2010, at 87-88)。

74 スティーブンスはシカゴ大学において、エドワード・リーバイ (Edward H. Levi) とアロン・ディレクター (Aaron Director) という2人の高名な研究者が用意した「競争と独占」という講義の非常勤講師を務めている (Barnhart & Schlickman 2010, at 84-85; Stevens 2011, at 95-96)。後述するように、後に司法長官となるリーバイは、スティーブンスを連邦最高裁判事に指名する過程で指導的役割を果たすことになる。

75 *People v. LaFrana*, 4 Ill.2d 261 (1954).

76 *See id.*, at 265.

77 *See id.*, at 267-68.

78 *People v. Isaacs*, 37 Ill.2d 205 (1967).

告人アイザックスに無罪判決を下した州最高裁の長官、ロイ・ソルフィスバーグ (Roy J. Solfibus) と陪席判事、レイ・クリングビエル (Ray I. Klingbiel) が、被告人の便宜によりある銀行の株式を取得していた疑惑が持ち上がったのである。この不正を告発したのは、イリノイ州政府、とりわけその司法府の腐敗を執拗に追求していたシャーマン・スコルニック (Sherman Skolnick) だった (Manaster 2001, at 4)。

イリノイ州最高裁の命令を受けて調査委員会が立ち上げられた (Report of Special Commission 1969, paras. 1, 2)⁷⁹。この委員会は、当時シカゴ法曹協会の長に就いたばかりのフランク・グリーンバーグ (Frank Greenberg) を議長としたため (*id.*, para. 7), グリーンバーグ委員会と呼ばれた。委員会の主たる目的は *Isaacs* 判決の純潔性を調査することだったが、必然的にソルフィスバーグ等の行為が不正行為 (又はその外観の創出) にあたるかどうか調査の焦点となった (*id.*, para. 25)。委員会は公聴会の形式で行われ (*id.*, para. 27), 1969年7月31日に報告書を提出した (Manaster 2001, at 215-29)。スティーブズはこの委員会の顧問 (counsel) に選任された (Report of Special Commission 1969, para. 8)。スティーブズの実際の役割は、5名のアシスタントとともにソルフィスバーグ等の不正を調査する検察官のようなものだった (Barnhart & Schlickman 2010, at 143)⁸⁰。

本件では、アイザックスが設立に関わったシカゴ市のシビック・センター銀行 (Civic Center Bank) の一部の株をソルフィスバーグ長官が優先的に購入していたこと、及び同じく一部の株をクリングビエル判事が譲渡されていたことが問題とされた。委員会は、ソルフィスバーグ長官、クリングビエル判事による株の取得の経緯やその後の株の処分に不透明で不審な部分が多いことを認定した (Report of Special Commission 1969, paras. 28 (43)-

79 委員会は1969年6月21日に活動を開始した (Report of Special Commission 1969, para. 6)。この委員会の調査及び報告の詳細を紹介するものとして、Manaster 2001がある。また、Manaster 2010も参照。

80 委員は全員無給のボランティアとして雇われた (Report of Special Commission 1969, para. 9)。スティーブズがアシスタントを選任する経緯は、Manaster教授の著書に記されている (Manaster 2001, at 40-42)。

(96))。そして、両人の行為は不正の外観を創出するもので、厳格な証明基準によっても州の法曹倫理規範に違反することが明白であると判断した (*id.*, paras. 28 (109)-(112))。結論として、報告書はいずれの株式の受領も不適切なものと判断し、2人に辞職を勧告した (*id.*, at XI) ⁸¹。

スティーブズはこの委員会で勢力的な調査を行い⁸²、公聴会においても見事な仕切りを見せることによって全国的に名前を売ることとなった (Manaster 2001, at 263)。そして、この委員会での仕事が後に連邦控訴裁判事に指名されるきっかけとなった。スティーブズはこの委員会の仕事から3つの教訓を得たと語っている。

第1に、スティーブズは、*Isaacs*判決の意見執筆過程で、実体的な議論に入る前にローテーションで法廷意見の執筆担当が決定されていたことを目にして、このようなやり方では、法廷意見執筆者以外の判事が実体審理の前の段階で十分な検討を怠ってしまうと考えた。スティーブズが後述のように、連邦最高裁判事になってからいわゆる裁量上訴プール (cert pool) に参加しない方針をとったのは、この委員会での経験が影響している (Manaster 2001, at xi; Cole & Bucklo 2006, at 13)。第2に、本件で当初は信憑性が疑われたスコルニックの申立に十分な理由があったと判明したことが、連邦最高裁において、本人代理による申立 (pro se petitions) の大半を取るに足りないものとして制限する方針に反対する一因になった (Manaster, *id.*)。第3に、*Isaacs*判決で反対意見があったにもかかわらずそれが公表されなかったことを知り、少数意見を公表し、それを公衆に知らせる意義を再確認した (Manaster, *id.*, at xii; Stevens 2011, at 156; Cole & Bucklo 2006, at 15) ⁸³。

81 5人の委員のうち1人は、委員会が辞職を勧告する権限を欠くとしてこの部分には反対している。最終的に両裁判官は同年8月に辞職することとなった (Manaster 2001, at 238-41)。以上のグリーンバーグ委員会の経緯については、Barnhart & Schlickman 2010, at 141-44 も参照。

82 この調査は6週間以上ほとんどフル・タイムで行われたため、スティーブズの弁護士の業務はほぼ完全に休止状態になったとされる (Manaster 2001, at 40)。

83 ただし、これらの3点はロー・クラーク時代にラトリッジの手法に学んだことでもあるようなので、委員会での経験だけが要因になっているわけではないだろう。

6. 連邦控訴裁判所判事の時代—「スティーブズ判事」の誕生

1970年にスティーブズはエルマー・シュナッケンバーグ (Elmer Schnackenberg) 判事の後任として第7巡回区連邦控訴裁判所の判事に指名される。指名にあたってはシカゴ大学時代の同級生、パーシー上院議員が主導的役割を果たした⁸⁴。

この頃、イリノイ州で司法の腐敗が問題になっていた。上記2裁判官の汚職事件があった他、1968年の民主党大会で抗議を行った反戦活動家を裁く有名な「シカゴ・エイト (Chicago Eight)」の裁判で、ホフマン (Julius J. Hoffman) 判事が訴訟の円滑な運営を妨げた被告人ボビー・シール (Bobby Seale) に猿ぐつわをはめ、椅子に縛り付けるという強権的措置に出たことが論争を呼んでいた⁸⁵。また、シュナッケンバーグの後任として最初にシカゴの弁護士であるチャールズ・ベイン (Charles A. Bane) が選ばれたのだが、税金の申告に不正があるとして内国歳入庁 (Internal Revenue Service; IRS) から指摘を受けたこと等により指名を辞退することになった。これに加えて、フォータス (Abe Fortas) 判事とその後任に指名されたヘインズワース (Clement F. Haynsworth, Jr.) の倫理問題が取り沙汰され、司法の道徳が全国的にも議論の対象になっていた (Barnhart & Schlickman 2010, at 146-48)。

こうしたことから、必然的に倫理や政治的偏向の点で問題のない法律家が求められることとなった。そこで、最終的にグリーンバーグ委員会で一躍その名を全国に知らしめたスティーブズに白羽の矢が立てられた (Barnhart & Schlickman 2010, at 131-57) ⁸⁶。

ただ、スティーブズはこの頃経済的な余裕も十分ではなく、弁護士に

84 ただし、パーシーは当初スティーブズを候補者リストに含めておらず、別の人物を推していた。また、スティーブズの名前を提示された際にも、ミドル・ネームが大学卒業後に使われたこともあり、シカゴ大学の同級生であることに気付かなかった (Barnhart & Schlickman 2010, at 153-54)。

85 当初被告人が8人だったため、シカゴ・エイトと名付けられたが、シールが早い段階から裁判から外されたため、当時のメディアは後にシカゴ・セブンという名称を用いるようになった。

86 指名の詳細な経緯については、Barnhart & Schlickman 2010, at 144-57 参照。ベインの指名辞退もあり、前任が退いてからスティーブズの指名まで2年以上もかかった。

比べて収入が少ない裁判官の仕事に就くことには必ずしも乗り気ではなかった (Cole & Bucklo 2006, at 11) ⁸⁷。そこで、スティーブンスは6年後であれば喜んで指名を受けると述べたが、パーシーは、その頃には自分は上院議員ではないかもしれないこと、共和党大統領が続いている保障もないこと、今指名を受ければ6年後には連邦最高裁にいるはずであること⁸⁸等を伝え、説得を行った (Barnhart & Schlickman 2010, at 154-55)。スティーブンスの指名は当時の大統領リチャード・ニクソン (Richard M. Nixon) によってなされた。1970年10月14日に上院により承認され、同年11月2日に正式に就任した。

連邦控訴裁判所において、スティーブンスは2名のクラークの枠を与えられていたにもかかわらず1名のみを雇い、2人目のクラークを雇うお金を裁判所全体でクラークを雇うお金として寄付していた。独立の小規模法律事務所のように作業を進めるスタイルをとり、連邦最高裁でもこの方法の基本が引き継がれた (Barnhart & Schlickman 2010, at 169)。

スティーブンスの控訴裁判所時代の意見を讀むと、最高裁で展開されるスティーブンスの方法論や憲法解釈論が既に現れていることが分かる (Lindquist 2012, at 741)。たとえば、スティーブンスは、受刑者が法令に基づいて得た減刑期間を適正な手続を踏まずに取消したこと等が第14修正に違反するとして争われた*U.S. ex rel. Miller v. Twomey*事件⁸⁹で、減刑期間の取消しに同条の保護が及ぶことを認めた⁹⁰。さらに、多数のデモ隊を率いて州議会に乱入して居座った者に対し、州議会が聴聞の機会を与えずに略式手続で侮辱罪に問うたことが争われた事件の反対意見⁹¹で、当該処分が第14修正に違反すると論じた。後述のように、スティーブンスは最高裁におい

87 スティーブンスは回顧録において、連邦裁判所の判事の給料が不当に低いことが、多くの優秀な法律家が裁判官になることを妨げていると述べている (Stevens 2011, at 120-21; see also Cole & Bucklo 2006, at 12)。

88 後にスティーブンスがマナスター教授に語ったように、このパーシーの予言は見事に的中することになった (Manaster 2001, at 266)。

89 479 F.2d 701 (7th Cir. 1973)。

90 *Id.*, at 712, 714。

91 *Groppi v. Leslie*, 436 F.2d 331, 332 (7th Cir. 1971) (Stevens, J., dissenting)。

て適正手続に徹底的にこだわり、対テロ戦争に関するいくつかの重要判例で法廷意見を執筆した。控訴裁判所時代に既にそうした姿勢が示されていたのである。

また、スティーブンズは最高裁判事として一貫して容疑者、被告人及び受刑者に対して有利な意見を執筆してきたが、こうした傾向も上記*Twomey*判決の意見等に既に現れていた。

さらに、夫の分娩参加を奨励する無痛分娩法を実践する数組の夫婦が、夫の分娩室への入室を認めない公立病院の規則が第14修正等に違反するとして争った*Fitzgerald v. Porter Memorial Hospital*事件⁹²において、スティーブンズは、憲法に明記されていない権利をプライバシー権ではなく第14修正の「自由」に根拠づける意見を執筆している。この意見の趣旨は、後に最高裁で*Bowers v. Hardwick*判決の反対意見⁹³に再現し、それが同性間の性行為の規制を違憲とした画期的判決である*Lawrence v. Texas*のケネディ(Anthony M.Kennedy)執筆の法廷意見において採用されることになる⁹⁴。後に最高裁判例の一部となるスティーブンズの憲法解釈論が、控訴裁判所時代に示されていた事実として重要だろう。

スティーブンズの控訴裁判所時代の意見のなかには、経験主義的でプラグマティックな判断手法のような、最高裁で展開されるスティーブンズ独自の的方法論が既に現れていたことも注目される⁹⁵。また、スティーブンズは控訴裁判所の頃から個別意見を多く書く執筆スタイルをとっていた(Lindquist 2012, at 728)。

なお、この当時のスティーブンズの意見は政治的には中道だったと評価されているが(Lindquist 2012, at 727-28)、上述の*Twomey*判決のようになりリベラルな意見を書くこともあった。

92 523 F.2d 716 (7th Cir. 1975).

93 478 U.S. 186, 214 (1986) (Stevens, J., dissenting).

94 539 U.S. 558, 578 (2003).

95 See e.g., *H & H Tire Co. v. U.S. Dep't of Transp.*, 471 F. 2d 350, 356 (1972) (Stevens, J., concurring).

7. 連邦最高裁判事—孤高の裁判官からリベラル派の主導者へ

1975年の夏、ダグラス (William O. Douglas) 判事健康状態が悪化し、後任探しが始まった。前年8月に、ウォーターゲート事件をめぐる一連の疑惑でニクソン大統領が辞任していた。この事件では特に司法省の権力濫用が問題になり、国民からの批判も激しかった。これに加えて、後任のフォード大統領は選挙で選ばれていないうえ⁹⁶、ニクソンへの恩赦を行い論争を呼んでいた。こうした事情から、フォードは後任判事の選任においてイデオロギーを前面に出すことを避け、独立性とプロフェSSIONナリズムを求めることとなる (Barnhart & Schlickman 2010, at 183)。選任にあたっては、スティーブンスと同じ実験学校出身で、シカゴ大学・同ロー・スクールを出て同校の教授等を歴任したエドワード・リーバイ (Edward H. Levi) 司法長官が当初から一貫して主導した (Barnhart & Schlickman 2010, at 187-88)⁹⁷。

リーバイが作成した候補者リストには、当初18人の候補者が挙げられていたが、その後これを9人に絞り込んだ。残った9人にはスティーブンスのほか、司法省でリーバイを補佐していた後の連邦最高裁判事のアントニン・スカリア (Antonin Scalia)、当時訟務長官で、後に連邦最高裁判事指名を上院に阻まれるロバート・ボーク (Robert H. Bork)、第7巡回区連邦控訴裁判所のスティーブンスの同僚であったフィリップ・トーン (Philip W. Tone)、元シカゴ大学教授でブリガム・ヤング大学学長のダリン・オークス (Dallin H. Oakes)、ハーバード・ロー・スクールを出てハンド

96 選挙で選ばれていない大統領によって選任された連邦最高裁判官は、スティーブンスただ1人である (Barnhart & Schlickman 2010, at 183)。

97 このリーバイを司法長官に推したのが、当時フォード大統領の首席補佐官で、後にブッシュ政権の国防長官等を務めたドナルド・ラムズフェルド (Donald Rumsfeld) であった (Barnhart & Schlickman 2010, at 184)。ラムズフェルドはスティーブンスが就くことになった連邦控訴裁判事の人事の際にも動きを見せており、このときはスティーブンスではなく州控訴裁判所のロバート・イングリッシュ (Robert English) 判事を推していた (*id.*, at 150)。なお、リーバイ自身もニクソン政権の頃から連邦最高裁判事の候補と目されており、控訴裁判所判事のポストにスティーブンスを推薦したパーシー上院議員も、スティーブンスではなくリーバイを支持していたという (*id.*, at 187, 191)。

(Learned Hand) , フランクファーター (Felix Frankfurter) のロー・クラークを務めた弁護士, ビンセント・マキュージック (Vincent L. McKusick) , 第3巡回区連邦控訴裁判所判事のアーリン・アダムズ (Arlin Adams) が含まれていた (Barnhart & Schlickman 2010, at 187-88) 。

このリーバイが作成したリストにも, その他のスタッフが作成したものにも女性候補の名前がなかった。フォードの妻のベティ (Betty Ford) を初めとして, 政権内で女性判事を求める声も強く, 後に連邦最高裁判事となるサンドラ・デイ・オコナー (Sandra Day O'Connor) やルース・ベーダー・ギンズバーグ (Ruth Bader Ginsburg) の名前も上がっていた (Barnhart & Schlickman 2010, at 189) 。

リーバイは, 当初スティーブズ, オークス及びボークをリストの上位に位置づけていたが, 先に述べた諸事情からボークのようなイデオログは忌避された。また, オークスはモルモン教徒であることから指名の過程で困難が予想され, 外されることになった。その後, スティーブズ, マキュージック, アダムズ及びトーンの争いとなり, 最終的にはスティーブズとアダムズに絞られた。リーバイは2人の執筆した意見を読み, スティーブズに高い評価を与えた。さらにアメリカ法曹協会がスティーブズを強く推薦したことが決定的となり, スティーブズが指名されることになった (Barnhart & Schlickman 2010, at 187-92) ⁹⁸。

スティーブズの判事指名に係る上院司法委員会 (Senate Judiciary Committee) の公聴会 (confirmation hearings) は1975年に行われた⁹⁹。2年前に中絶の権利が憲法により保障されると判示した*Roe v. Wade*判決¹⁰⁰が下されており, スティーブズの公聴会は*Roe*判決以降の最初のものとなった。この*Roe*判決が政治的論争の的となったこと等から¹⁰¹, 現在では公聴会が激

98 連邦控訴裁判所判事への指名のときとは異なり, スティーブズは迷わず受諾の返事をした (Barnhart & Schlickman 2010, at 193)。

99 ハリー・ブラックマン (Harry A. Blackmun) 判事が自分の公聴会の記録のコピーを提供したほか, かつてともに法律事務所を開いたロスチャイルドが, 公聴会の前に主たる助言を提供した (Stevens 2011, at 129)。

100 410 U.S. 113 (1973)。

しいイデオロギー闘争の場になっており、上院議員からの追求は極めて厳しいものとなっている（井樋2010,151-52頁）。

しかし、この頃はまだ*Roe*判決が政治問題化していなかったため¹⁰²、スティーブズの公聴会はほとんど注目されなかった¹⁰³。スティーブズの指名に対して全米女性機構（National Organization of Women; NOW）から強い反対意見が出されていたが¹⁰⁴、この点も大きな争点にはならなかった。そのため、公聴会は難なく、極めて短い時間で終わり、最終的には12月17日に賛成98・反対0（欠席2名）の全員一致で承認された¹⁰⁵。スティーブズは同月19日に宣誓を行い、第101代連邦最高裁判官として正式に職についている¹⁰⁶。スティーブズは様々な背景的状况から、連邦控訴裁、連邦最高裁のいずれの指名においても党派性を避ける目的をもって選ばれ、承認の過程も党派の争いに巻き込まれることのない無難なものとなった

-
- 101 1987年にロバート・ボークの連邦最高裁判事への指名を上院が否決したことや、トマス（Clarence Thomas）判事の公聴会においてセクシャル・ハラスメントの告発が行われたこと等も、その後のイデオロギー闘争を激しくした要因となっている。ボークの指名拒否については、君島1991,206-10頁；Dworkin1996,at265-86（邦訳,344-72頁）、トマスの公聴会については、Dworkin1996,at306-331（邦訳,399-434頁）参照。
- 102 中絶に関しては公聴会の過程で1つの質問も出なかった（Stevens2011,at143）。この当時最大の議論になっていたのは死刑存廃問題であった。公聴会の前に行われた上院議員との個別の面会において、ストロム・サーモンド（Strom Thurmond）、エドワード・ケネディ（Edward Kennedy）といった著名な上院議員が死刑に関してスティーブズに意見を伝えてきたという（*id.*,at127-28）。
- 103 スティーブズの公聴会はテレビ放送がなされない最後の例でもあった（Barnhart & Schlickman2010,at182）。
- 104 これは、連邦控訴裁判所判事として、フライト・アテンダントが結婚した場合にはその職に留まることができず、社内の別の職務を行うことを求める航空会社の方針が性別別であるとして争われた事件で、性別別であり違法であることを認める多数意見に対し、スティーブズが反対意見を執筆したこと（*Sprogis v. United Air Lines, Inc.*,444F.2d1194,1202(7th Cir.1971)(Stevens,J.,dissenting)）、また、連邦地裁判事として、イリノイ州議会における男女平等修正条項（Equal Rights Amendment）の採決手続に瑕疵があることを認定する多数意見を執筆したこと（*Dyer v. Blair*,390 F.Supp.1291(N.D.Ill.1975)）を主因としている。スティーブズは公聴会において、男女平等修正条項については、現行の第14修正が女性差別に対する十分な憲法上の保護を与えており、改憲は不要であると答えた（Stevens2011,at131; Cole & Bucklo2006,at13）。

(Barnhart & Schlickman 2010, at 5)。

連邦最高裁においても、スティーブンズは控訴裁時代と同様独特のスタイルで意見の執筆を進めた。スティーブンズは、判決の最初の草稿を自分で書き上げ、それをクラークにチェックさせるという手法をとってきた (Cole & Bucklo 2006, at 12)。他の判事はクラークに最初の草稿を書かせるのが普通だったので、このスタイルは極めて珍しいものだった¹⁰⁷。また、「裁量上訴プール (cert pool)」¹⁰⁸には参加せず、自分のクラークに裁量上訴に関する書類を調査させ、重要なものを選別して伝達するように命じてきた (Barnhart & Schlickman 2010, at 200; Stevens 2011, at 139-40; Cole &

105 スティーブンズの公聴会の記録は 229 頁であったが、後の 8 名の候補者の公聴会ではそれが平均 1,845 頁だったとされる。また、公聴会に参加した利益団体の数もスティーブンズのときはわずか 3 つであったが、その後の 8 名の候補者のときは平均 18 団体に及んだ (Maltese 1995, at 90-91)。See also Lesley Oelsner, *Senate Confirms Stevens*, 98 to 0, New York Times, Dec. 18, 1975, at 1 (フォードが指名を宣言してから上院の票決まで 3 週間に満たず、3 日間の公聴会の後 1 週間で票決がなされ、上院本会議での審議はわずか 5 分程度だった。)

106 See *Family and Dignitaries See Stevens Join Court*, New York Times, Dec. 20, 1975, at 25.

107 クリストファー・アイズグルーバーは、スティーブンズ判事のクラークを務めていた頃、判事自ら初稿を書いていることを他のクラークに話したところ、冗談と受け取られたという (Eisgruber 2010)。

108 裁量上訴プールとは、複数の裁判官のロー・クラークが集まって 1 つの「プール」を作り、裁量上訴申立をそこに参加した各メンバーに割り振り、それぞれが自己担当分を検討し、メモの作成等をするというものである。クラークが作成したメモは、プールに参加した裁判官全員に配布される。従来 9 人の裁判官がそれぞれ自分のクラークに裁量上訴申立を検討させ、重要事件の選別やメモの作成を求めていたが、申立件数が増えるにつれてこれが困難となった。そこで、1972 年にウォーレン・バーガー (Warren Burger) 長官を含む 5 裁判官が裁量上訴プールを形成した。2008 年にアリート (Samuel A. Alito, Jr.) 判事がプールから抜けたことが報じられたが (Adam Liptak, *A Second Justice Opts Out of a Longtime Custom: The 'Cert. Pool'*, New York Times, Sep. 25, 2008 (<http://www.nytimes.com/2008/09/26/washington/26memo.html>)), 現在もほとんどの裁判官がプールに参加していると言われる。この方法の長所は、事件をプール内で各クラークに割り振るため、各クラークがすべての申立に目を通す必要がなくなり、比較的長い時間をかけて自己担当分を分析できることである。逆に各々のクラークがすべての申立を検討しなくなってしまうことが短所として挙げられる。以上につき、Michael F. Sturley, *Cert Pool*, in *Oxford Companion* 2005, at 153-54, 及び中林 2015, 258-59 頁参照。なお、日本における裁量上訴制度の紹介としては、紙谷 2009 等参照。

Bucklo 2006, at 13-14)。こうした独自の手法をとるのは、スティーブンスが当初から事件に含まれる事実を1件ずつ丁寧に検証することに専念してきたからである¹⁰⁹。

スティーブンスは概してイデオロギーに囚われず、個別事案の事実を詳細に検討して答えを導いてきたので、事前の予測が困難だといわれてきた。また、スティーブンスが着任当初から個別意見を数多く執筆してきた点も広く指摘されている。こうしたスティーブンスの意見執筆手法の多くはラトリッジからの影響を受けたものといえる。すなわち、両者のスタイルは、①個別意見を多く執筆し、②多くの脚注を付け、③自ら最初の草稿を書く等の点で共通している (Ray 2008, at 237-42, 263)¹¹⁰。

スティーブンスは次のようないくつかの重要事件において法廷意見を執筆した。障害を持つゴルファーに対してカートの使用を認めないことは障害を持つアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act of 1990) に違反すると判示した *PGA Tour, Inc. v. Martin*¹¹¹、家庭用ビデオ・カセット・レコーダーによるテレビ番組の録画は著作権侵害行為に該当せず、かつその機器を製造したメーカーも著作権侵害の責任を負わないと判断した *Sony Corp. of America v. Universal City Studios, Inc.*¹¹²、ある法令の解釈において議会の意思が明確でない場合には、行政機関の法令解釈が合理的である限り、それを有権的な解釈として認めるべきであり、裁判所が直ちに自らの解釈を代

109 ただ、スティーブンスは連邦最高裁における裁量上訴に係る業務が過重であり、それを専門とする新たな中二階の裁判所を設けることが妥当であると述べていた (Stevens 1982, at 179, 181-82; Jones 1983, at 205-6)。

110 ラトリッジは自ら裁量上訴の申立を精査していた。スティーブンスはこれをクラークに委ねることとした点で異なるが、裁量上訴プールに参加せずに自らのクラークとの信頼関係に依拠したという点で、ラトリッジの精神を引き継いだといえる (Ray 2008, at 241)。最近では連邦最高裁に7,000件を超す事件が到達しており、ラトリッジの時代とは状況が全く異なる (紙谷 2009, 91 頁)。上訴申立をすべて判事自らが精査することは現実的ではないのである。なお、上記のスティーブンスの執筆スタイルについて、グリーンバーグ委員会での経験も影響している点については既に述べた。

111 532 U.S. 661 (2001).

112 467 U.S. 417 (1984).

置させるべきではないとした*Chevron U.S.A., Inc. v. Natural Resources Defense Council, Inc.*¹¹³等がある。

さらに、連邦地方裁判所が、グアタナモ・ベイに収容されたテロ容疑者による人身保護令状の発給を求める訴えを受理する管轄権を持つと判断した*Rasul v. Bush*¹¹⁴、及び同じくグアタナモ・ベイに収容されたテロ容疑者を裁くためにブッシュ政権が設立した軍事委員会が法令及び条約に違反すると判示した*Hamdan v. Rumsfeld*¹¹⁵という2つの対テロ戦争関連判決がある。

また、スティーブズは最高裁において多数の個別意見を執筆したことで有名である (Barnhart & Schlickman 2010, at 4)。そして、それらの個別意見の中には大きな注目を集めたものも多い。一例としては、2000年の大統領選の帰趨を決することになった*Bush v. Gore*判決の反対意見¹¹⁶、法人等による選挙運動資金支出の規制を違憲とした*Citizens United v. Federal Election Commission*判決の反対意見¹¹⁷、合衆国憲法第2修正が、国民が自衛のために自宅に拳銃を保有する権利を保護するものと解釈した*District of Columbia v. Heller*判決の反対意見¹¹⁸等が挙げられる。

スティーブズの個別意見が後に多数意見の地位を獲得した例も見られる。一例として、先に触れた*Bowers*判決の反対意見¹¹⁹のほか、*Walton v.*

113 467 U.S. 837 (1984). この判決は最も頻繁に引用される連邦最高裁判決の1つとして有名である。スティーブズはこのとき自分に意見執筆を割り当てたホワイト判事に感謝の意を表明している (Stevens 2002, at 2, fn. 9)。

114 542 U.S. 466 (2004).

115 548 U.S. 557 (2006).

116 531 U.S. 98, 123 (2000) (Stevens, J., dissenting).

117 558 U.S. 310, 393 (2010) (Stevens, J., dissenting). 90歳のスティーブズが執筆したこの反対意見は、合衆国最高裁判所判例集 (Supreme Court Reporter) で50頁、合衆国判例集 (United States Reports) で86頁を占める長大なものである。スティーブズはおそらくは国民や政治家等に訴える意図をもって、判決言い渡しの日はこの反対意見を口頭で読み上げた (意見読み上げの慣行について、Stevens 2011, at 158)。この反対意見を中心に論じたものとして、辻2010 参照。

118 554 U.S. 570, 636 (2008) (Stevens, J., dissenting).

119 478 U.S. 186, 214 (1986) (Stevens, J., dissenting).

*Arizona*判決の反対意見¹²⁰が挙げられる。この事件は、1級殺人を犯した者の刑罰を決定する際に、裁判官のみで加重・減刑要因を検討して死刑とするか終身刑とするかを決定するものとするアリゾナ州法の合憲性が争われたもので、法廷意見はこれを合憲としたが、スティーブンスはこれに反対した。この判決は後に*Ring v. Arizona*判決¹²¹で覆されることとなった¹²²。

スティーブンスが控訴裁判所の時代からとってきた方法論は、次のようにまとめることができる¹²³。第1に、スティーブンスは、当該事件で問題となっている権利、対抗利益、適用される規範の性格、制約の態様等を個別、具体的に検討する¹²⁴。第2に、スティーブンスは、個別事件ごとの例外を積極的に許容する柔軟な「スタンダード」を好む傾向にあった¹²⁵。第3に、スティーブンスは、個別事件の処理の蓄積のなかで正しい答えを得ようとする経験的手法を用いてきた¹²⁶。第4に、原則として各政府機関の専門性を尊重し、それらに「敬讓」する司法消極主義の姿勢を示してきた¹²⁷。スティーブンスは多くの事件でリベラル派に同意しながらも、ときに保守、中道の結論を支持することがあったのは、こうした個別の事案を精査する方法論を用いてきたからであろう¹²⁸。

実体的な解釈論としては、原意主義を批判し、憲法の条文、憲法全体の構造、制定者の意思、判例、行政実務における実践及び理論等を総合的に

120 497 U.S. 639, 708 (1990) (Stevens, J., dissenting).

121 536 U.S. 584 (2002).

122 スティーブンスはこの判決のギンズバーグ執筆による法廷意見に同調している。

123 スティーブンスの方法論については別稿で詳しく検討する。

124 *See e.g.*, *Kyllo v. United States*, 533 U.S. 27, 41 (2001) (Stevens, J., dissenting); *PGA Tour, Inc. v. Martin*, 532 U.S. 661 (2001).

125 *See e.g.*, *Young v. American Mini Theatres*, 427 U.S. 50 (1976) (plurality); *R.A.V. v. St. Paul*, 505 U.S. 377, 416 (1992) (Stevens, J., concurring in the judgment).

126 スティーブンスはこうした経験的な手法により合憲とされる死刑の範囲を徐々に限定していき、最終的にはそれを違憲とする判断にたどり着いた。*See Baze v. Rees*, 553 U.S. 35, 71 (2008) (Stevens, J., concurring in the judgment).

127 *See e.g.*, *Apprendi v. New Jersey*, 530 U.S. 466 (2000); *Chevron U.S.A., Inc. v. Natural Resources Defense Council, Inc.*, 467 U.S. 837 (1984).

128 このような方法論を「コモン・ロー的」と形容する論者もいる (*e.g.*, Popkin 1989, at 1090; Citron 2011, at 434)。

検討する手法をとってきた点がまず注目される (Amann 2012, at 765-66)¹²⁹。また、スティーブンズは、十分な財力を持たない人々が安価に利用できるメディアの重要性を強調したり¹³⁰、匿名の政治ビラの規制が報復や村八分を恐れて見解表明を差し控える可能性の高い人々に不均等に影響が及ぶことを問題視する等¹³¹、貧しい人々やマイノリティ等の弱者を公的討論に包摂する法理の構築を試みてきた (Magarian 2006)。

さらに、スティーブンズは、受刑者が十分な聴聞の機会を与えられることなく条件の悪い刑務所施設に移転させられたことが第14修正に反するとした意見¹³²に見られるように、第14修正の背景的価値として「尊厳」を読み込み、しばしば刑事被告人や受刑者等の弱者に対する権利侵害を問題にしてきた (Smith 2010)。加えて、憲法に明記されていない権利の根拠を第14修正の「自由」に位置づけ、自己決定権を強力に保障する意見を執筆してきた¹³³。また、上述の*Rasul v. Bush*判決¹³⁴と*Hamdan v. Rumsfeld*判決¹³⁵に見られるように、徹底して手続的公正にこだわってきたことも広く知られている¹³⁶。

スティーブンズは、当初はイデオロギー的に予測が困難であると評されていたが、後にリベラルな立場を明確にしていく (Sickels 1988, at 1; Eisgruber 2011, at 1279; Dorsen 2010)¹³⁷。特に2000年以降はリベラル派を主

129 See e.g., *U.S. Term Limits Inc. v. Thornton*, 514 U.S. 779 (1995).

130 *City of Ladue v. Gilleo*, 512 U.S. 43, 57 (1994).

131 *McIntyre v. Ohio Elections Comm.*, 514 U.S. 334, 341-42 (1995).

132 *Meachum v. Fano*, 427 U.S. 215, 229 (1976) (Stevens, J., dissenting).

133 See e.g., *Bowers v. Hardwick*, 478 U.S. 186, 214 (1986) (Stevens, J., dissenting).

134 542 U.S. 466 (2004).

135 548 U.S. 557 (2006).

136 スティーブンズは、為政者が公正に統治する (govern impartially) 必要性を繰り返し説いている (e.g., Stevens 2014, at 54; Barnhart & Schlickman 2010, at 203)。

137 スティーブンズが退任する頃には、スティーブンズを9人の中で最もリベラルな裁判官と位置づける意見も多く見られた (Eisgruber 2009, at ix)。See also W. James Antle III, *John Paul Stevens Republicans: Exactly What Conservatives Don't Need*, *American Spectator*, Apr. 4, 2010 (<http://spectator.org/articles/39753/john-paul-stevens-republicans>).

導する役割を果たした。スティーブンスはこの点について、自身がリベラル化したわけではなく、周りが保守化したにすぎないのだと繰り返し述べている (Barnhart & Schlickman 2010, at 20; Cole & Bucklo 2006, at 67) ¹³⁸。

これに対して、スティーブンスが連邦最高裁判事着任以降明確に変化したと主張し、かつそのことを肯定的に評価する見方もある (Driver 2011; Thai 2010)。別稿において詳論するが、スティーブンスは進歩的な思想を持つとともに、プラグマティックな判断手法をとる点に特徴がある。このことを考えれば、変化の可能性は最初から当然に内包されていたといえる。現にスティーブンスはフォードム大学での講演において、「常に学習すること (learning on the job)」の意義について語っている (Stevens 2006b)。この点に関して、スティーブンスが、合衆国憲法前文に「より完全な連合 (*more perfect Union*)」と書かれていることの意義をしばしば強調していることも注目される (e.g., Stevens 2011, at 179) ¹³⁹。

多くの個別意見を単独で執筆してきたスティーブンスには孤高の裁判官のイメージがつきまとう。実際に、スティーブンスは当初多数派の形成には関心を示さず、単独の意見を執筆することが目立った (Barnhart & Schlickman 2010, at 200-1)。一方で、スティーブンスは1994年にブラックマン判事が退任してから長い間、着任時期が最も早い「シニア (senior)」の地位にあり、自分が賛成する意見に長官が関わっていない場合には自ら意見の割り当てをすることが可能であった¹⁴⁰。ジェフリー・トゥービン (Jeffrey Toobin) は、スティーブンスがリベラル派の多数意見形成のため

138 生徒の通う学校の割り振りにおいて人種を考慮する州の施策を違憲とした最近の判決において、スティーブンスが述べた次の一節は有名である。「私が1975年に加わったときの連邦最高裁のメンバーは、誰も今日の法廷意見に同意しなかっただろうことを、私は強く確信する。」Parents Involved in Cmty. Schs. v. Seattle Sch. Dist. No. 1, 551 U.S. 701, 803 (2007) (Stevens, J., dissenting).

139 スティーブンスは、クラレンス・トマスがマーシャルの後任として最高裁判事に着任したことは、レーンキスト・コートにおいて最も重要な出来事であったという。スティーブンスはマーシャルが合衆国憲法を「より完全な連合」を志向する文書であるとみなしていたのに対し、トマスは原意主義の立場から制定時の連合が既に完全であったかのような前提をとってきたことを問題にしている (Stevens 2011, at 186-88)。

にこの権限を積極的に利用してきたことを指摘している (Toobin 2010) 。また、リンダ・グリーンハウス (Linda Greenhouse) は、スティーブズが中絶の権利を擁護するために多数派形成に戦略的に動いていた事実を、ブラックマンが残した法廷内部資料から明らかにしている (Greenhouse 2010, at 773-82) 。上述したように、Lawrence判決¹⁴¹はBowers判決のスティーブズ反対意見¹⁴²を採用したもののだが、このランドマーク・ケースで自分に法廷意見を割り当てず、ケネディに執筆を委ねたことの重要性も無視できないだろう (Bleich et al., at 30) 。

8. 連邦最高裁判事退任後—6つの憲法改正案

スティーブズ判事は2010年4月9日に辞任を宣言し、同年6月29日に最高裁を正式に退任した¹⁴³。後任にはエレナ・ケガン (Elena Kagan) 元訟務長官が選ばれた。退任時の年齢は90歳で、在任期間の長さは史上3位であった¹⁴⁴。この間2回の長官の交替があり、バーガー・コート、レーンキスト・コート及びロバーツ・コートという3つの「コート」を経験した。スティーブズが執筆した意見は、法廷意見と少数意見を合わせて実に1,450件に上る¹⁴⁵。同僚裁判官に比べても圧倒的に多産であったといえる¹⁴⁶。

連邦最高裁を退いたスティーブズは、現在も講演、執筆等の活動を続

140 このシニアの地位について、スティーブズは回顧録で1章を割いて論じている (Stevens 2011, at 231-44) 。

141 539 U.S. 558, 578 (2003) 。

142 478 U.S. 186, 214 (1986) (Stevens, J., dissenting) 。

143 スティーブズの退任について紹介するものとして、宮下2011, 24-25頁参照

144 スティーブズの在任期間は、具体的には34年6ヶ月10日であった。歴代トップは前任のダグラスであり、在任期間は36年である。2位は1897年まで最高裁にいたスティーブン・フィールド (Stephen J. Field) で、在任期間はスティーブズのそれをわずかに1日上回るのみである。Jessica Gresko, *John Paul Stevens Retires From Supreme Court, Bow Tie-Clad Lawyers Say Goodbye*, Huffington Post, Jun. 28, 2010 (http://www.huffingtonpost.com/2010/06/28/john-paul-stevens-retires_0_n_628337.html)。スティーブズの健康不安が伝えられているわけではなく、フィールドはもちろんダグラスの記録も破ることが十分に可能だったと思われるが、スティーブズ自身はそもそもそのような記録に興味がないと述べていた (Cole & Bucklo 2006, at 67) 。

けている。既に触れたように、2011年には5人の連邦最高裁長官のバイオグラフィという形式をとるが、実質的にはスティーブンス自身の回顧録といえる著書 (Stevens 2011) を刊行している。この著書の内容は、前年に公表されたバーンハートとシュリックマンによる伝記 (Barnhart & Schlickman 2010) の内容と大きく重なっており、伝記の正確さを証明するものともなっている。

また、2014年には、現行憲法に6つの改正を加えるべきことを主張する著書を上梓した (Stevens 2014, 以下「本書」)。本書は、元最高裁判事が自身の古巣である最高裁の限界を感じ、そのいくつかの判例を覆すために憲法改正を行うしかないと考えたことを示すものであり、最高裁の保守化の深刻さを再認識させる。ここに掲げられた6つの憲法改正案は、数々の業績を残したスティーブンスの「未完」の仕事であるといえる。

本書で提唱された6つの改憲案は、以下のようなものである。

第1に、連邦政府が連邦法に基づく事務執行のために州公務員を用いることを禁じる「徴用禁止ルール (anti-commandeering rule)」を廃除するための憲法改正である。そのルールは、1997年の *Printz v. United States* 判決¹⁴⁷ において確立した。この事件では、重大犯罪を犯した者や精神障害者による銃の購入を防ぐための全国的な身元調査システムの構築を図る連邦法¹⁴⁸ が、地方当局の協力を求める仕組みを設けていたことが問題とされた。憲法6条の最高法規条項¹⁴⁹には「州の裁判官」が連邦法に拘束されるとは述べ

145 ハーバード・ロー・レビュー (Harvard Law Review) が毎年第1号に掲載している「統計 (The Statistics)」に依拠している。内訳は法廷意見が400、同意意見が341、反対意見が710である。この数字は、スティーブンスが意見の最初の草稿を自分で執筆していること、スティーブンスの意見には多くの脚注が付された丁寧なものが多いことを考えると驚くべきものである。ブレナンは、スティーブンスが多くの個別意見を執筆しているのは、彼に能力があるからこそだと述べている (Brennan 1992, at 21)。

146 同じくハーバード・ロー・レビューの統計によると、9人の裁判官の中で、スティーブンスの少数意見執筆数が1位であった年は実に23回、2位は9回だった。法廷意見を合わせた合計意見執筆数が1位の年は25回、2位は7回であった。

147 521 U.S. 898 (1997).

148 Brady Handgun Violence Prevention Act, Pub.L. 103-159, 107 Stat. 1536.

られているが、「その他の公務員」が拘束を受けることは明記されていないため、当該連邦法の規定に違憲の疑いが生じたのである。*Printz*事件の法廷意見は、当該連邦法の規定は州の主権を侵害し、違憲であると判断した (*id.*, at 902-35)。これに対してスティーブンズ判事は、本件規定は、憲法の条文、制定者の意思、判例及び連邦政府の基本構造のいずれに關しても問題はないと主張し、詳細な反対意見を執筆した (*id.*, at 939-70)。

本書において、スティーブンズは改めて多数意見の論拠に問題があることを指摘するとともに、徴用禁止ルールは全国的な災害やテロへの連邦政府の対応を阻害するだけではなく (Stevens 2014, at 16)、本件で問題となった銃購入者の身元調査のほか、環境保護や送電等の平時における連邦政府のプログラムの執行をも妨げると主張した (*id.*, at 27-31)。そこで、スティーブンズは憲法6条の最高法規条項を改正し、「すべての州の裁判官」の後に「及びその他の公務員」を加えることを提案している (*id.*, at 29,31)。

第2に、「政治的ゲリマンダリング (political gerrymandering)」¹⁵⁰を禁止することを明示する憲法改正である。連邦最高裁は特定の人種に不利になるように選挙区の線引きを行う「人種的ゲリマンダリング (racial gerrymandering)」を違憲とする判決を出しているものの¹⁵¹、政治的ゲリマンダリングについては違憲か否かを判断するための基準が設定できないため、司法的裁定が不可能であると判断している¹⁵²。これに対して、スティーブンズは早くから政治的ゲリマンダリングを問題にし¹⁵³、これを人種的ゲリマンダリングと同様の判断手法で違憲とすることができると主張

149 「この憲法、この憲法に従って制定される合衆国の法律及び合衆国の権限に基づいて締結され、又は将来締結されるすべての条約は、国の最高法規であって、すべての州の裁判官は、各州の憲法又は法律にこれに反する定めがある場合にもそれに拘束される。」以下、合衆国憲法の邦訳については高橋和之編『世界憲法集』[新版] (岩波書店、2007)の土井真一訳に依拠しつつ、若干の改変を加えている。

150 政治的ゲリマンダリングとは要するに典型的なゲリマンダリングのことで、時の政権が自党に有利になるように選挙区の線引きを行うものである。See Black's Law Dictionary, 10th ed. (Bryan A. Garner ed., 2014), at 802.

151 See e.g., *Gomillion v. Lightfoot*, 364 U.S. 339 (1960); *Shaw v. Reno*, 509 U.S. 630 (1993).

152 See *Vieth v. Jubelirer*, 541 U.S. 267 (2004).

してきた¹⁵⁴。

本書においてスティーブズは、政治的ゲリマンダリングによって選挙区の線引きを行った党は選挙で他党との競争にさらされることが少なくなる分、予備選が決定的な勝負の場となり、候補者の主張が過激化すると論じている。これが2013年10月の政府機関の閉鎖が起こった主たる原因だったというのである (Stevens 2014, at 37)。そこで、本書において、スティーブズは政治的ゲリマンダリングが違憲であることを明確にするための以下の憲法改正を提案している (*id.*, at 55)。「連邦議会又は州議会の議員が代表する選挙区は、簡潔で、かつ切れ目のない地域から構成されなければならない。この要件から逸脱する場合には、州は、自然的、政治的若しくは歴史的境界線又は人口変動等の中立的基準によりこれを立証する責任を負うものとする。各州政府の与党の政治権力を強め、又は維持する利益は、当該中立的基準とはみなされない。」

第3に、選挙運動資金の支出規制を認めるための憲法改正である。連邦最高裁は、*Buckley v. Valeo*判決¹⁵⁵において、選挙運動資金の寄附の規制を合憲としつつ、支出の規制を違憲とする判断を示した。スティーブズはちょうど着任したばかりだったためにこの判決には加わらなかったが、その後の判決の中で支出の規制も合憲であるとする立場を示していた¹⁵⁶。また、連邦最高裁はかつては法人による選挙運動資金の支出の規制を合憲と判断しており¹⁵⁷、スティーブズもそれに賛同していたが、最近の*Citizens United v. FEC*判決¹⁵⁸においてこれを覆し、法人等による資金支出を広く認めた。スティーブズは*Citizens United*判決で長文に及ぶ反対意見を執筆し、多数意見を強く批判していた¹⁵⁹。

本書において、スティーブズは選挙運動資金の支出は通常の言論より

153 See e.g., *Karcher v. Daggett*, 462 U.S. 725, 744 (1983) (Stevens, J., concurring).

154 See e.g., *Vieth*, 541 U.S., at 317 (Stevens, J., dissenting).

155 424 U.S. 1 (1976).

156 See e.g., *Randall v. Sorrell*, 548 U.S. 230, 273 (2006) (Stevens, J., dissenting).

157 *Austin v. Michigan Chamber of Commerce*, 494 U.S. 652 (1990).

158 558 U.S. 310 (2010).

も弱い保護しか受けず、その規制は合憲であるとする従来主張を繰り返すとともに、有権者ではない法人等が選挙結果に不当に影響を及ぼすことになるとして、*Citizens United*判決法廷意見を改めて批判している (Stevens 2014, at 67-78)。そこで、以下の憲法改正を提案している (*id.*, at 79)。「第1修正又はこの憲法のその他の規定は、連邦議会又は州が、公職の候補者又はその支持者が選挙運動において支出できる金銭の額に合理的な制限を課すことを禁じるものとして解釈してはならない。」

第4に、州の責任を免除するいわゆる主権免責 (sovereign immunity) の法理を廃棄するための憲法改正である。憲法施行後まもなく下された *Chisholm v. Georgia*判決¹⁶⁰で、他州の市民の訴えに対して州が主権免責法理を援用することができないと判示された。この判決を受けて2年後に第11修正が加えられ、他州の市民や外国人による州に対する訴えに、連邦司法権が及ばないと規定された。スティーブズは、君主制時代のイングランドで発展した主権免責のルールは端的に正義に反するものであり、現代のアメリカでは到底受け入れられないと主張する。そして、第11修正の採択も債務を逃れようとする州の不正な動機によるものであったとする (Stevens 2014, at 81-85)。

第11修正は当初限定的に解釈されてきたが、後に拡張的に解釈する判例が現れ、その後1970年代以降の一連の判例¹⁶¹において、さらなる拡張をみた (Stevens 2014, at 85-105)。これらの判決において反対意見を執筆してきたスティーブズは、本書で以下の憲法改正案を提示している。「第10修正、第11修正又はこの憲法のその他の規定は、州、州の機関又は州職員が連邦議会の制定した法律又はこの憲法の規定に違反した場合に、免責を提供するものと解釈してはならない。」

第5に、死刑を禁止するための憲法改正である。スティーブズが最高裁

159 See *id.*, at 393 (Stevens, J., dissenting).

160 2 U.S. (2 Dall.) 419 (1793).

161 See *e.g.*, *Edelman v. Jordan*, 415 U.S. 651 (1974); *Seminole Tribe of Fla. v. Florida*, 517 U.S. 44 (1996); *Alden v. Maine*, 527 U.S. 706 (1999).

に着任する数年前に死刑を科することを違憲とする判決¹⁶²が下されたため、死刑の合憲性がペンディング状態となり、死刑執行も停止されていた。スティーブンスは1976年の一連の判決¹⁶³で、条件付きで死刑の合憲性を認める意見に加わった。これにより停止されていた死刑執行が再び開始された。その後スティーブンスは合憲とされる死刑の範囲を限定する判断を示してきたが、その合憲性自体は認めてきた (Liebman & Marshall 2006)。ところが、2008年の*Baze v. Rees*判決¹⁶⁴において、スティーブンスは死刑が第8修正に違反すると論じる結論同意意見¹⁶⁵を公表して話題となった (Liebman 2010)。

本書においてスティーブンスは、唯一残された死刑の正当化事由としての「応報」の説得力が失われたこと、えん罪の可能性が拭えないこと等から、死刑が第8修正の「残酷かつ異常な刑罰」に該当することを改めて論じている (Stevens 2014, at 109-22)。そして、以下のように第8修正を改正して、「死刑のような」という文言を加えることを主張している。「過大な額の保釈金を要求し、又は過大な額の罰金を科してはならない。死刑のような残虐で異常な刑罰は、これを科してはならない」 (*id.*, at 123)。

第6に、個人の自衛目的での銃所持を禁止するための憲法改正である。第2修正は、「よく規律された民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が武器を保有し携帯する権利は、これを侵してはならない」と規定する¹⁶⁶。連邦最高裁は最近の*District of Columbia v. Heller*判決¹⁶⁷において、これを国民が自衛のために自宅に拳銃を保有する権利を保護するものと解釈した。また、その後の*McDonald v. Chicago*判決¹⁶⁸で、第2修正が第14修正を通じて州にも適用されると判示した。これによって、州及び地方自

162 *Furman v. Georgia*, 428 U.S. 238 (1972).

163 主たる判決は、*Gregg v. Georgia*, 428 U.S. 193 (1976) である。

164 553 U.S. 35 (2008).

165 *See id.*, at 86 (Stevens, J., concurring in the judgment).

166 この条項について詳しくは、富井2002 参照。

167 554 U.S. 570 (2008).

168 561 U.S. 742 (2010).

治体による規制も憲法上の制限を受けることとなった。

これに対して、スティーブズはいずれの判決においても反対意見を執筆し、法廷意見を強く批判していた¹⁶⁹。本書において、スティーブズは第2修正は本来軍事的目的での武器の保有及び携帯を保障しているにすぎないこと、同条が連邦政府の権限のみを制限するものであることを改めて確認している (Stevens 2014, at 126)。そこで、スティーブズは、以下のように第2修正を改正することを提案している。「よく規律された民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が民兵の任務を遂行する際に武器を保有し携帯する権利は、これを侵してはならない」 (*id.*, at 132)。

スティーブズは、合衆国憲法を「より完全な連合」を志向する文書として解釈してきた。これらの6つの改憲案は、「より完全な連合」へと向かうための「進歩」を妨げる最高裁判決を改憲により覆すためのものであると言えよう。

Ⅲ 結語

以上において、ジョン・ポール・スティーブズの経歴を概観した。ここで推測できることは、連邦最高裁判事としてのスティーブズの司法哲学、方法論及び憲法解釈論の原型は、人生のかなり初期の段階から形成されていたということである。

たとえば、スティーブズのプラグマティックで経験主義的な方法論は、デューイの創設した実験学校における極めて実践的な教育の成果であるかもしれない。また、一般的、抽象的な概念を回避し、個別性、具体性を重視する方法論は、明らかにネイザンソンの教えによるものである。既述のように、スティーブズはネイザンソンの「きらびやかな一般性」という言葉に度々言及してきた。連邦最高裁多数派が硬直的な「ルール」を好んで用いてきたにもかかわらず、スティーブズが当初から「スタンダード」を志向してきたのも、同様にネイザンソンに感化されたところが大き

169 See *Heller*; 554 U.S., at 636 (Stevens, J., dissenting); *McDonald*, 561 U.S., at 858 (Stevens, J., dissenting).

いだろう。

意見の初稿を自ら執筆し、個別意見を積極的に書き、多くの脚注を付する等の、判事としての意見執筆の手法は、明らかにラトリッジの影響を受けている。また、裁量上訴プールに参加せず、自分のクラークにその仕事を託す点等は、グリーンバーグ委員会における経験によるところでもある。

こうした方法論と密接に関係する進歩的な思想は、ロー・スクール時代に出会ったネイザンソンや、クラークとして師事したラトリッジによる影響が大きいだろう。ネイザンソンは進歩的でリベラルなブランダイスの元クラークであったし、ラトリッジはルーズベルト・コートにおいてマーフィー (Frank Murphy) 等とともに最もリベラルな立場に立っていた判事である。さらに言えば、少年時代に大富豪の家庭に育ちながら、急激な転落を経験したことも、プラグマティックで進歩的な思想に寄与した可能性がある。

スティーブンスは最高裁において大きく左傾化したと言われるが、かなり早い時期からリベラルで進歩的な思想を胚胎していたと考えるべきであろう。富裕な家庭に育ち、反トラスト法専門の弁護士として多くの大企業を顧客としてきたスティーブンスが、民主政の歪曲に常に関心を持ち、法人による選挙運動資金の支出の規制を強く支持してきたことや、社会的・経済的格差や銃犯罪の蔓延等を問題にしてきたことも全く不自然ではないのである。

スティーブンスが刑事被告人や受刑者等の権利を積極的に保護しようとしてきたことも、その経歴を辿れば違和感なく理解できる。スティーブンスはクラークの時代に *Marino* 判決において再審を求める人々の救済を促す意見草稿を執筆していたし、弁護士時代には殺人罪で有罪判決を受けた男性の再審事件で警察の取調における暴力の現実を目の当たりにした。さらに言えば、少年時代に父が逮捕された事実も無視できない。スティーブンスはジェフリー・ローゼン (Jeffrey Rosen) 教授によるインタビューの中で、父の事件を目にして、刑事司法がときには誤用されることがあるという教訓を学んだと明言している (Rosen 2007)。

以上、スティーブズのエピソードを概観した。本稿では、スティーブズのエピソードを記述するに留まり、具体的な判決意見の分析は行っていない。別稿において、連邦控訴裁及び連邦最高裁時代の各判決における意見を詳細に検討し、スティーブズのエピソードの司法哲学、方法論及び憲法解釈論をさらに明らかにしていきたい。

参考文献

Adler, Mortimer J. 1981, *Six Great Ideas* (Macmillan)

Allegrini, Robert V. 2005, *Chicago's Grand Hotels: the Palmer House Hilton, the Drake, and the Hilton Chicago* (Arcadia Publishing)

Amann, Diane M. 2006, John Paul Stevens, Human Rights Judge, 74 *Fordham Law Review* 1569

————— 2010, John Paul Stevens and Equally Impartial Government, 43 *UC Davis Law Review* 885

————— 2012, John Paul Stevens, Originalist, 106 *Northwestern University Law Review* 743

Araiza, William D. 2011, Justice Stevens and Constitutional Adjudication: The Law Beyond the Rules, 44 *Loyola of Los Angeles Law Review* 889

Ball, Branch Y. & Uhlman, Thomas M. 1978, *Justice John Paul Stevens: An Initial*

Assessment, 1978 Brigham Young University Law Review 567

Barnhart, Bill & Schlickman, Gene 2010, John Paul Stevens: An Independent Life (Northern Illinois University Press)

Bleich, Jeff; Powell, Daniel; Feinberg, Aimee; Friedland, Michelle 2007, A Maverick, Liberal, Libertarian, Conservative Statesman on the Court, 67(October) Oregon State Bar Bulletin 26

Brennan, William J. 1992, Tribute to Justice Stevens, 1992/1993 Annual Survey of American Law 21

Calabresi, Steven G. 2012, Tribute to Justice John Paul Stevens, 106 Northwestern University Law Review 413

Citron, Roger D. 2011, The Last Common Law Justice?: the Personal Jurisdiction Jurisprudence of Justice John Paul Stevens, 88 University of Detroit Mercy Law Review 433

Cole, Jeffrey & Bucklo, Elaine E. 2006, A Life Well Lived: An Interview with Justice John Paul Stevens, 32 Litigation 8

Dedication 2011, Dedication: Justice John Paul Stevens, 44 Loyola of Los Angeles Law Review 813

Dorsen, Norman 2010, Justice Stevens' Path from Centrist to Liberal, SCOTUSblog, May 18, <http://www.scotusblog.com/blog/2010/05/18/justice-stevens-path-from-centrist-to-liberal/>

Driver, Justin 2011, Judicial Inconsistency as Virtue: The Case of Justice Stevens, 99 Georgetown Law Journal 1263

Dworkin, Ronald 1996, Freedom's Law: The Moral Reading of the American Constitution (Harvard University Press) (ロナルド・ドゥオーキン (石山文彦訳) 『自由の法—米国憲法の道徳的解釈』 (木鐸社, 1999))

Eisgruber, Christopher 1992, John Paul Stevens and the Manners of Judging, 1992/1993 Annual Survey of American Law 29

————— 2009, The Next Justice: Repairing the Supreme Court Appointments Process (Princeton University Press)

————— 2010, The Last Justice from the Greatest Generation, SCOTUSblog, May 5, <http://www.scotusblog.com/blog/2010/05/05/the-last-justice-from-the-greatest-generation/>

————— 2011, How the Maverick Became a Lion: Affirmative Action in the Jurisprudence of John Paul Stevens, 99 Georgetown Law Journal 1279

Farnsworth, Ward 2003, Realism, Pragmatism, and John Paul Stevens, in Rehnquist Justice: Understanding the Court Dynamic (Earl M. Maltz ed., University Press of Kansas), 157

Ferren, John M. 2004, Salt of the Earth, Conscience of the Court: the Story of Justice Wiley Rutledge (University of North Carolina Press)

————— 2010, The Clerkship of John Paul Stevens with Justice Wiley Rutledge, SCOTUSblog, May 13, <http://www.scotusblog.com/blog/2010/05/13/>

the-clerkship-of-john-paul-stevens-with-justice-wiley-rutledge/

Fleming, James E. 2006, There is Only One Equal Protection Clause: An Appreciation of Justice Stevens's Equal Protection Jurisprudence, 74 Fordham Law Review 2301

Garvey, Todd 2010, The Jurisprudence of Justice John Paul Stevens: the Chevron Doctrine, Congress Research Service, May 26

Greenhouse, Linda 2010, Justice John Paul Stevens as Abortion-Rights Strategist, 43 UC Davis Law Review 749

Henning, Anna C. 2010a, The Jurisprudence of Justice John Paul Stevens: Leading Opinions on Wartime Detentions, Congress Research Service, May 13

————— 2010b, The Jurisprudence of Justice John Paul Stevens: Selected Opinions on the Jury's Role in Criminal Sentencing, Congress Research Service, June 7

Hilton, Conrad 1957, Be My Guest (Prentice Hall Press)

Jones, Jeffrey J. 1983, Justice Stevens' Proposal to Establish a Sub-Supreme Court, 20 Harvard Journal on Legislation 201

Lane, Charles 2007, Heartbreak Hotel, June 19, <http://www.chicagomag.com/Chicago-Magazine/August-2006/Heartbreak-Hotel/>

Levinsohn, Florence Hamlish 1989, Grand Hotel, Chicago Reader, March 30, <http://www.chicagoreader.com/chicago/grand-hotel/Content?oid=873600>

Liebman, James S. 2010, Justice Stevens as Legal Innovator, SCOTUSblog, May 3, <http://www.scotusblog.com/blog/2010/05/03/justice-stevens-as-legal-innovator/>

Liebman, James S. & Marshall, Lawrence C. 2006, Less is Better: Justice Stevens and the Narrowed Death Penalty, 74 Fordham Law Review 1607

Lindquist, Stefanie A. 2012, Supreme Court Prequel: Justice Stevens on the Seventh Circuit, 106 Northwestern University Law Review 715

Maclean, Norman 1976, A River Runs Through It, and Other Stories (University of Chicago Press)

Magarian, Gregory P. 2006, The Pragmatic Populism of Justice Stevens's Free Speech Jurisprudence, 74 Fordham Law Review 2201

Maltese, John Anthony 1995, The Selling of Supreme Court Nominees (Johns Hopkins University Press)

Manaster, Kenneth A. 2001, Illinois Justice: the Scandal of 1969 and the Rise of John Paul Stevens (University of Chicago Press)

————— 2010, John Paul Stevens: Judge and Teacher, SCOTUSblog, May 11, <http://www.scotusblog.com/blog/2010/05/11/john-paul-stevens%E2%80%94judge-and-teacher/>

Manuel, Kate M. 2010, The Jurisprudence of Justice John Paul Stevens: the Constitutionality of Congressional Term Limits and the Presidential Line Item

Veto, Congressional Research Service, May 18

Miller, Erin 2010, Justice Stevens, Champion of the Powerless, SCOTUSblog, July 2, <http://www.scotusblog.com/blog/2010/07/02/justice-stevens-champion-of-the-powerless/>

Nathanson, Nathaniel L. 1956, On Teaching Law in Japan, 9 *Journal of Legal Education* 300

————— 1958, Constitutional Adjudication in Japan, 7 *American Journal of Comparative Law* 195

————— 1965, Human Rights in Japan Through the Looking-Glass of Supreme Court Opinions, 11 *Howard Law Journal* 316

Nathanson, Nathaniel L. & Ukai Nobushige 1968, Protection of Property Rights and Due Process of Law in the Japanese Constitution, 43 *Washington Law Review* 1129

Newland, Chester A. 1961, Personal Assistants to Supreme Court Justices: the Law Clerks, 40 *Oregon Law Review* 299

Oxford Companion 2005, *The Oxford Companion to the Supreme Court of the United States*, 2nd ed. (Kermit L. Hall ed., Oxford University Press)

Popkin, William D. 1989, A Common Law Lawyer on the Supreme Court: The Opinions of Justice Stevens, 1989 *Duke Law Journal* 1087

Ray, Laura Krugman 2008, Clerk and Justice: The Ties That Bind John Paul

Stevens and Wiley B. Rutledge, 41 Connecticut Law Review 211

Report of Special Commission 1969, Report of Special Commission of the Supreme Court of Illinois in Relation to No. 39797, People of the State of Illinois v. Theodore J. Isaacs

Rosen, Jeffrey 2007, The Dissenter, Justice John Paul Stevens, The New York Times Magazine, September 23, <http://www.nytimes.com/2007/09/23/magazine/23stevens-t.html?pagewanted=all>

Sickels, Robert J. 1988, John Paul Stevens and the Constitution: the Search for Balance (Pennsylvania State University Press)

Siskel, Edward 2002, The Business of Reflection, 94(6) University of Chicago Magazine 29, <http://magazine.uchicago.edu/0208/features/business.html>

Smith, Christopher E. 2010, An Empathetic Approach to Criminal Justice, SCOTUSblog, May 12, <http://www.scotusblog.com/blog/2010/05/12/an-empathetic-approach-to-criminal-justice/>

————— 2015, John Paul Stevens: Defender of Rights in Criminal Justice (Lexington Books)

Special Project 1976, Special Project: The One Hundred and First Justice: an Analysis of the Opinions of Justice John Paul Stevens, Sitting as Judge on the Seventh Circuit Court of Appeals, 29 Vanderbilt Law Review 125

Stevens, John Paul 1947, Comment: Price-Fixing in the Motion Picture Industry, 41 Illinois Law Review 630

————— 1956, Mr. Justice Rutledge, in Mr. Justice (Allison Dunham & Phillip B. Kurland, eds., University of Chicago Press), 318

————— 1982, Some Thoughts on Judicial Restraint, 66 *Judicature* 177

————— 1985, Judicial Restraint, 22 *San Diego Law Review* 437

————— 1986, The Third Branch of Liberty, 41 *University of Miami Law Review* 277

————— 1989, A Judge's Use of History, 1989 *Wisconsin Law Review* 223

————— 1992, Dedication Address, 68 *Chicago-Kent Law Review* 5

————— 1994, "Cheers!" A Tribute to Justice Byron R. White, 1994 *Brigham Young University Law Review* 209

————— 1998, The Meaning of Judicial Activism, 12 *CBA Record* 40

————— 2002, In Memoriam: Byron R. White, 116 *Harvard Law Review* 1

————— 2005, Random Recollections, 42 *San Diego Law Review* 269

————— 2006a, A Personal History of the Law Review, 100 *Northwestern University Law Review* 25

————— 2006b, Learning on the Job, 74 Fordham Law Review 1561

————— 2011, Five Chiefs: A Supreme Court Memoir (Little, Brown and Company)

————— 2014, Six Amendments: How and Why We Should Change the Constitution (Little, Brown and Company)

Sullivan, Kathleen 1992, The Supreme Court, 1991 Term—Foreword: The Justices of Rules and Standards, 106 Harvard Law Review 22

Sunstein, Cass R. 2014, The Refounding Father, The New York Review of Books, June 5, <http://www.nybooks.com/articles/archives/2014/jun/05/justice-stevens-refounding-father/?insrc=rel>

Thai, Joseph T. 2006, The Law Clerk Who Wrote *Rasul v. Bush*: John Paul Stevens's Influence from World War II to the War on Terror, 92 Virginia Law Review 501

————— 2010, Did Justice Stevens Change?, SCOTUSblog, April 29, <http://www.scotusblog.com/blog/2010/04/29/did-justice-stevens-change/>

Thomas, Kenneth R. 2010, The Jurisprudence of Justice John Paul Stevens: Selected Federalism Issues, Congress Research Service, May 19

Toobin, Jeffrey 2007, *The Nine : Inside the Secret World of the Supreme Court* (Doubleday) (ジェフリー・トゥービン (増子久美=鈴木淑美訳) 『ザ・ナイン—アメリカ連邦最高裁の素顔』 (河出書房新社, 2013))

————— 2010, After Stevens, The New Yorker, March 22, <http://www.newyorker.com/magazine/2010/03/22/after-stevens>

Watts, Kathryn A. 2012, Justice Stevens's Black Leather Arm Chair, 106 Northwestern University Law Review 845

Woodward, Bob & Armstrong, Scott 1979, The Brethren: Inside the Supreme Court (Simon and Schuster) (ボブ・ウッドワード & スコット・アームストロング (中村保男訳) 『ブレザレン—アメリカ最高裁の男たち』 (TBSブリタニカ, 1981))

Yeh, Brian T. 2010, The Jurisprudence of Justice John Paul Stevens: Selected Opinions on Intellectual Property Law, Congress Research Service, May 14

蟻川 恒正 1994, 『憲法的思惟—アメリカ憲法における「自然」と「知識」』 (創文社)

井樋 三枝子 2010, 「連邦最高裁判所判事指名・承認手続—ソトマイヨール連邦最高裁判事指名・承認をめぐって」 外国の立法2010年3月号243頁

大林 啓吾=横大道 聡 2008, 「連邦最高裁裁判官と法解釈—スカリア判事とブライヤー判事の法解釈観」 帝京法学25巻2号157頁

金井 光生 2006, 『裁判官ホームズとプラグマティズム—〈思想の自由市場〉における調和の靈感』 (風行社)

紙谷 雅子 2009, 「レーンキスト・コートの裁量上訴」 宮川成雄編『アメリカ最高裁とレーンキスト・コート』 (成文堂) 91頁

君島 東彦 1991, 「現代アメリカの保守主義憲法理論—ポーク判事指名問題を契機に考える」 早稲田法学会誌41巻203頁

桜田 勝義 1973, 『輝やく裁判官群像』 (有信堂)

富井 幸雄 2002, 『共和主義・民兵・銃規制—合衆国憲法修正第二条の読み方』 (昭和堂)

デューイ, ジョン 1977, 大浦猛編 (遠藤昭彦・佐藤三郎訳) 『実験学校の理論』 (明治図書出版)

辻 雄一郎 2010, 「選挙活動と表現の自由に関する考察—2010年シティズンユニテッド判決を中心に」 駿河台法学24巻1・2合併号57頁

中林 暁生 2015, 「合衆国最高裁判所におけるロー・クラーク」 北大法学論集66巻2号252頁

宮下 紘 2011, 「アメリカ最高裁の判決を読む (2009-10年開廷期)」 駿河台法学24巻3号1頁

毛利 透 2008, 『表現の自由—その公共性ともろさについて』 (岩波書店)

[付記] 本稿に掲載したウェブ・サイトの最終閲覧日は2016年2月24日である。